

## 平成23年白浜町議会第3回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成23年9月20日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成23年9月20日 9時31分

1. 閉 議 平成23年9月20日 17時09分

1. 閉 会 平成23年9月20日 17時09分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 林 一 勝 事務局 主 事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水 本 雄 三 副 町 長 熊 崎 訓 自  
会 計 管 理 者 吉 川 廣 教 育 長 清 原 武  
富 田 事 務 所 長  
兼 農 林 水 産 課 長 辻 政 信 日 置 川 事 務 所 長 前 田 信 生

総務課長	小幡	一彰	税務課長	田井	郁也
民生課長	鈴木	泰明	生活環境課長	堀本	栄一
観光課長	正木	雅就	建設課長	坂本	規生
上下水道課長	山本	高生	地籍調査課長	中戸	和彦
教育委員会					
教育次長	青山	茂樹	消防長	山本	正弘
総務課課長	笠中	康弘	農林水産課課長	鈴木	泰
総務課副課長	榎本	崇広			

## 1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 追加日程第2 議案第98号 平成23年度白浜町一般会計補正予算（第6号）議定について
- 追加日程第3 意見書案第3号 漁業用軽油に課せられる軽油引取税の恒久的な課税免除を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第4号 議員派遣について
- 追加日程第5 発委第7号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会）
- 追加日程第6 発委第8号 閉会中の継続調査申出書（決算審査特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第6

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成23年第3回定例会第5日目を開催いたします。

議員各位には何かとご多用の中、ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

開議に先立ち、諸報告がございますので報告いたします。

番外 事務局長 林君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は16名であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。

本日も暑いので、上着を脱いで結構かと思います。

---

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議長

それでは、日程第1 一般質問を続けてまいります。

通告順4番、3番 岡谷君の一般質問を許可いたします。

岡谷君の質問は総括形式であります。

3番 岡谷君（登壇）

### ○3番

皆さん、おはようございます。3番 岡谷でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。

初めに、台風12号に伴う記録的な豪雨は紀南地方に甚大な被害をもたらしました。今もなお台風15号の接近により、田辺市熊野地区の土砂崩れダムの決壊が大変心配でございます。今回の台風によりまして、田辺市、那智勝浦町、新宮市では冠水や土砂災害により家屋の倒壊や流出、床上浸水が相次ぎ、県内で死者、行方不明者、50人以上の方々方が犠牲となられました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、また、ご遺族や関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

また、15日に開催されました白浜町敬老会の祝典が開催され、100歳以上の23名の方を含む5,533名の皆様のますますのご健康とご長寿をお祝いいたしまして、高齢者の皆様が安心して暮らしていただけるまちづくりを目指しての取り組みを、なお一層よろしくお願いしたいと思います。

では、通告に従い、質問をいたします。初めに防災対策です。

まず1点としまして、防災施策についてお尋ねをいたします。

まず、3月11日に発生しました東日本大震災からはや6カ月が過ぎました。人間のきずなを強め、ともに支え合いながら今も懸命な復旧活動が行われておりますが、いまだ8万数千人の方々方が避難所生活を送っております。

私は、8月2日から4日まで被災地を訪問し、被災状況とその復旧・復興の現場を視察してまいりました。岩手県の宮古市、釜石市、大船渡市、そして陸前高田市、宮城県の気仙沼市や南三陸町、石巻市、仙台市、名取市を訪問、被災地に立つと360度、どこを見渡しても何もない。まさかあんなところまで、一面に家々の基礎が残るだけ。津波による見たこともないような惨状が広がり、地震の恐ろしさと被害の大きさに言葉を失いました。

宮古市田老地区では津波が高さ10メートルの、海側と外側、山側のちょうどエックス型の二重構造の防潮堤を乗り越えまして家屋が流出し、海岸から遠く離れた4階の建物の屋上に自動車が1台ぼつんと乗っているさまに津波の猛威を感じました。

また、南三陸町の防災対策庁舎は3階建ての鉄骨の部分だけが残っているだけで、多くの町職員や町民の方々方が亡くなられた場所で、ただただ犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしました。

冒頭に、東日本大震災の甚大な被害状況について触れましたが、地震や水害など、いわゆ

る突発的に発生する自然災害には災害発生時の迅速な対応が必要不可欠であり、平時において災害を想定した体制を整えていくことが大事であるとの観点から、具体的に提案を含めまして、以下、順にお尋ねいたします。

1点目に、被災者支援システムの導入についてでございます。

各地の避難所などで不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体によるいち早い被災者情報の把握と、さまざまな行政サービスの提供が求められます。同システムは、災害発生時に自治体が行う復旧業務や、被災者に必要な支援をスムーズに実施することが目的でございます。住民基本台帳をもとに被災者支援に必要な情報を一元管理する被災者台帳を作成して、災害発生後に全壊や大規模半壊など、被災状況さえ入力すれば罹災証明書の発行や義援金、支援金の交付、緊急物資や仮設住宅の入退居などの管理がスムーズに行えます。

同システムは、西宮市が1995年の阪神淡路大震災の直後に被災者支援に必要となる行政事務の効率化を目的に開発されたものでございます。その後、全国の自治体で災害時に円滑な被災者支援ができるよう改良し、無償で提供されております。東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにしまして、被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが重要であると考えますが、町長のご見解を伺いたいと思います。

なお、同システムの導入には西宮市情報センターが運営する被災者支援システム全国サポートセンターに申請が必要と聞いております。

2点目でございますが、災害に強いまちづくりの視点からお尋ねします。

県の想定では、東日本大震災におきまして東海、東南海、南海大地震の同時発生でマグニチュード8.6の地震が起きれば最大約8.8メートルの津波のおそれ、今回のようなマグニチュード9の地震ならば被害がどこまで拡大するのか想像もつきません。このたびの災害では想定外という言葉がキーワードになっておりましたが、これからは想定外という言い逃れは通用しないと思うのであります。

私は、被災地で一番強く感じたことは、ハード対策には限界がある。災害から身を守るにはまず逃げる、できるだけ早く、高いところに、安全に強く感じました。今後の防災計画の見直しに当たり、4点について質問いたします。

1点目、津波災害を想定した防潮堤の整備や土砂災害を想定した対策、また、高台への移動について、高齢者社会となり徒歩での避難は困難との側面もあり、地域ごとに何らかのルールづくりが必要でございます。災害時の交通道の遮断などによる生活圏への影響等々の対策についてどのように考えておりますか。

2点目、避難訓練を通して避難ルート、避難場所におくれた場合の待機場所などについて、それが実際に機能するか、どのように検証していくのでしょうか。海岸近くに住まれている方々から近くに高台がない、避難する高いビルがない、どこへ逃げたら助かるか等々の心配の声を多く聞きます。逃げやすいまちづくり計画をお願いしたいと思います。

3点目、行政の避難指示を待っていて逃げおくれたという悲惨な事態は何としても避けなければなりません。災害発生時の避難勧告、避難指示などの発令基準や伝達方法について再検討されておるのでしょうか。

4点目、災害弱者と言われる高齢者や障害者など、要支援者への避難対策についての考えや取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな2点目でございますが、防災教育でございます。まず、学校での防災教育の重要についてお尋ねいたします。

東日本大震災で、岩手県釜石市では独自の防災教育が功を奏しまして、小中学校約3,000人が津波から避難し、今や釜石の奇跡として多くのところで紹介されているところがございます。同市では、群馬大学大学院の片田敏孝教授とともに2005年から津波防災教育に取り組みられてきました。避難三原則として「想定を信じるな」、「ベストを尽くせ」、「率先避難者たれ」を徹底されたそうであります。実際、地震発生直後には先生の指示より早く避難を始めた生徒や、事前に決めていた避難場所を危険と判断し、率先して高台に避難誘導した生徒がいるなど、防災教育に基づく行動が奇跡を生みました。

また、生徒の親で亡くなった人数と市内全体で亡くなった人数の割合を比較しても、生徒のおられる方が少ないと報告されております。子どもを通し、家庭や地域社会への防災意識の向上につながった注目すべき事例だと私は思います。

その上で、防災教育を受けた子どもたちが大人になり、親になり、地域防災のリーダーに育っていくことが必要でございます。本町の防災教育についての考えをお聞かせください。

また、登下校での地震、津波が発生した場合の防災教育はどのように指導されていますか、この点についてもお尋ねをいたします。

次に、自主防災についてでございます。

また、片田教授は災害犠牲者ゼロを目指すとして、防災は行政がやるものという依存型を勘ぐりをしていることである。地域の特徴をとらえ、自分の在住するところでどのように対処するかを考える、危険箇所を想定し、自分でシミュレーションをする、日ごろから家族構成や避難場所を考えるの4点を挙げておられます。三陸地方で言い伝えられて津波でんてんこ、津波が来たら家族に構わず1人で逃げろの意であります。自分だけが助かればよいということではありません。東北地方では家族を助けに行こうとして引き返すケースが多らしい。そして命を落とすなど、家族のきずなが被害を大きくするという悲しい歴史が繰り返されてきた中で、この言い伝えが言われております。とにかく自分の命は自分で守るという積極的な自助が大切と言われておりますが、町民の防災意識を高め、具体的な防災行動に結びつける、いわゆる自助・共助力の向上に向けて行政としてできること、またやらねばならないことは何であると認識されていますか。今後の新たな計画があればお示し願いたいと思っております。

緊急災害に際し、自助の精神に基づいた強い危機意識を根づかせるための防災教育が重要と思っておりますが、どのようなお考えでしょうか。自助の上に立って地域、職場、学校などの共助を組み立てなければ今回の大震災での教訓もいつかは風化し、多大な犠牲を生みかねない。町民への防災教育計画の取り組みをお願いしたいと思います。

3点目、学校の耐震化と防災機能の向上についてお尋ねします。

学校施設は、言うまでもなく児童・生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であります。また、災害発生時には地域の防災拠点として応急避難場所としての役割を果たす施設でもあります。大震災での学校施設の天井や照明器具などが落下して、建物自体の損傷が軽微であっても避難場所として使用できないこともあります。東日本大震災を受け、多くの自治体が耐震化工事を前倒しして耐震化率100%を目指しております。県内の公立小中学校耐震化率は84%、14市町村では100%を達成しておりますが、その中で白浜町は2015年

の達成目標は84.1%にとどまる状況でございます。県内平均より5年おくれております。本町として学校の耐震化計画の見直しについて、どのように考えていかれますか。

また、学校は災害発生時に食料や生活必需物資の備蓄など、一時的な生活拠点としての整備が求められます。ライフラインが途絶えた中、停電による真っ暗闇のような状態は避難者の不安感、また恐怖感をさらにおおってしまいます。学校耐震化工事にあわせた太陽光発電の設置は環境施設としてではなく、避難所の非常用電源として必要性が高いと考えますが、ご見解を賜りたいと思います。

次に、役場本庁舎の耐震化であります。

東日本大震災によりまして、宮城県南三陸町や女川町、岩手県陸前高田市などの庁舎が被災し、行政機能そのものが失われました。本役場庁舎は標高32.2メートルに位置し、津波による被害はないと思いますが、庁舎の耐震性から災害時に司令塔としての役割が果たせるか、また町職員、町民の方々を守れるか心配でなりません。

本庁舎は昭和36年に建設され、築後半世紀が経過、いまだ耐震診断がなされていない状態でございます。昨年の2月定例会でも質問をいたしました。その折、町長は厳しい財政状況であって、財源が立ち次第との答弁であります。庁舎は学校施設の耐震化とともに最重要課題として建設基金の創設も含め、検討していくべきであると思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、今回の台風12号による被害でございますが、本町でも富田川、日置川の一部は干らんて冠水し、床上浸水が139棟、半壊2、一部破損22の被害が出ております。山間部で土砂崩れによる道路の寸断や川の増水により道路の通行止めなどで陸の孤島地域が多く発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げ、この間、町職員、消防職員を初め、消防団員の皆様の不眠不休の行動に感謝をいたします。

今回の災害状況を踏まえ、次の点について対策をお願いしたい。要望でございます。

1点目、気候変動によるゲリラ豪雨や台風による大雨による川の増水や、山間部での土砂崩れによる安全な避難所への避難勧告指示の伝達マニュアルを早急に見直していただきたいと思っております。

2点目、堤防、河川整備など、治水防災計画、特に住宅への浸水を防ぐ対策でございます。

3点目、農作物、田畑、農機具の被害に対する救済措置を講ずる、この3点についてお願いしておきます。

台風12号による災害について、町長としてどのような感想をお持ちでございますか。また、今後、減災に向かってどのように取り組みをされていくご決意か、その辺もお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな2点目でございますが、安心と安全のまちづくりでございます。

1点目、AED、自動体外式除細動器の設置状況と点検についてでございます。

元サッカー日本代表の松田直樹選手が練習中に心筋梗塞で倒れました。8月4日に亡くなったことを受け、スポーツ施設へのAED設置に関心が高まっております。現在、本町の公共施設、体育館を初め、公民館、小中学校など、AEDが何台設置されているのでしょうか。その他の公共施設への設置拡充の予定についても伺いたいと思っております。

運動施設で心拍停止患者にAEDを使用した場合、その生存率は3割を超えているとし、救命率向上のため、戦略的にAEDを設置していくべきと言われておりますが、本町内で実

際にAEDで命を救われた事例はあるのでしょうか。

次に、全国でときどきAEDがうまく作動せず、機器本体の不具合だけでなく管理上の問題があった可能性もあるとされていますが、本町に設置されているAEDの機器本体、及び有効期限があるバッテリーなどの点検状況を含め、どのように運用されているのかお伺いいたします。

次に、救命講習の啓発でございます。AEDをいざというときに適切に使用できるよう、体験できる機会を少しでもふやすことが急務でございます。今、消防署におきましても時期、時期におきましてこのような救命措置、また救命講習会を開いていただいておりますが、町民への救命講習受講の啓発、また児童・生徒を対象とした講習会の開催についての内容を伺いたいと思います。

3点目、住宅火災警報機の設置状況についてでございます。

消防法の改正によりまして、住宅火災から命を守る住宅用火災警報器の設置がこの6月1日から義務づけとなりました。県内普及率約60%、本町の設置率は何%でしょうか。住宅火災警報器の設置による設置率向上は、火災発生の抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができ、安心と安全のまちづくりにも貢献すると考え、以下、お伺いします。

1点目、住宅火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されておりますか。

次に、住宅火災警報器のさらなる設置推進に向けての取り組みについて。

3点目、ひとり暮らしの高齢者等に住宅火災警報機を無償で設置、または設置に要する費用の一部を補助している自治体もございますが、本町も予算化され、今後、この対応について進めていくということも伺っておりますが、その辺も含めてご回答願いたいと思います。

4点目、防犯灯、街路灯についてでございます。

道路の照明灯には街路灯と防犯灯の2つの表現がございます。私は一般的な考えとして、街路灯は交通事故の防止等を目的として夜間に道路を照らし、良好な視界環境を確保するためのもので、防犯灯は暗い夜道を照らし、犯罪を未然に防止し、安全に歩行できることを目的とされているような認識をいたしております。

また、防犯灯は防犯だけではなく、緊急避難のときには誘導灯にもなる防犯灯の設置推進のため、防犯灯の電気料金を負担するのが困難である規模の小さな町内会に対しての防犯灯に係る費用、設置費用を含めて補助をできないかの点について、ご見解をお尋ねします。

また、夜間の避難時に威力を発揮するソーラーパネルの避難誘導灯の設置を、避難路ができてるところから進めていく考えはありますか。その辺のご回答もお願いしたいと思います。

以上、一般質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議 長

第1回目の質問が終わりました。

ただいまから、全般にわたっての答弁を求めたいと思います。

それでは、岡谷君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

議員の皆さん、おはようございます。岡谷議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

が、多岐にわたっておりますし、専門的なところは関係各課の長から、並びに消防長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

最初に、岡谷議員も東北にご視察に行かれて感じたことをお示しくございましたけれども、私も東北に行きまして議員と同じようなことをまさに感じてきました。3月11日を受けまして、そしてまたこのたびの台風12号の被災を受けまして、本当に自然の猛威と申しましょうか、脅威と申しましょうか、自然災害に対する取り組みというのは本当に日々から心がけておかなければならないということを十分感じたところでございますし、白浜町といたしましても防災、減災については厳しい財政状況ではございますけれども、鋭意取り組んでいきたいと考えているところでございますので、議員のほうからもいろんな現地で得た情報なり教訓をお教えいただき、ともによい白浜町の防災、減災体制をつくっていききたいと思っておりますから、よろしく願いいたします。

1点目の被災者支援システムについてでございますが、これは議員もおっしゃられておりましたように、西宮市の情報システムの担当職員が考案されて、その後、インターネットで無償提供されているということでございますので、このことが阪神淡路大震災後の大規模災害でのシステムに有効に機能したか、その有効性を研究して、また情報収集をして関係各課と協議しながら本当に地域の方々を守る防災システム化に向けて考えていきたいと思っておりますので、その辺、よろしくご理解いただきます。

さらに、2点目の防潮堤のお話の中でいただいたことでございますが、本当に東北でも感じましたけれども、まずは逃げるという、あくまでも防潮堤も大切ですが、それを本当に、けさの新聞にも載っていましたが、年間降雨量が2,000ミリ時代とか言われているように、地球変動化に伴って今までの概念、先入観では解決できない、思い込みではいけない状況の気候変動が起こっていることは周知の事実でございますので、だから、そういう概念を払った、先入観を取っ払ったような形の中では、まずどこまでも逃げるという、東北の視察で感じたところでございまして、そのためにも初期避難場所の再検討を6月、7月に開かれました防災ワークショップで各自主防災の方を中心にしまして、区長さんを中心にしましてお願いしたところでございますし、その辺、鋭意防災室を中心にしまして取り組んでおりますので、またよろしく願いしたいと思っておりますし、そのことにつきましては今後も防災講演会等を含めて啓発に当たっていききたいと思っておりますのでございます。

本当に、初期避難場所への到達時間を計測したり、最短ルートとか、いろんな課題があると思っておりますけれども、そこは一緒になって行政が、地域がというのは一緒になってやっていくというんですか、まず自助の部分非常に大切にさせていただくというところであって、地域の状況というのは地域の方が一番よくわかっておると思っておりますので、よろしく願いいたします。細野地区におきましては要望書の防災ワークショップでいただいておりますけれども、もとの有料道路のところ、あそこをかさ上げしていただいたら非常に防潮堤になるんだという、そういう要望もいただいておりますし、それはまた県等にも要望していききたいと思っておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思うところです。

防災対策の避難勧告、避難指示等に関する情報はというご意見でございますが、防災行政無線やコミュニティFM、安心安全メール等で伝達しているところでございます。避難勧告につきましては、気象庁が発表する津波警報、避難指示については大津波警報等を基準に発令しておりますし、今般の台風12号における避難勧告、避難指示等につきましても、マニ



ュアルに沿った形で発令させていただいたところでございますけれども、やはり先ほど議員がおっしゃったように、それが万全かということはもう一度やっぱり再検討をして考えていかなければならないかと思っておりますので、今回の台風12号を受けまして、いろんな課題もございましたので、その辺はまた各関係機関とも協議して行っていきたいと思うところでございます。

そして、さらには避難災害弱者の方々への取り組みはいかにというお話でございますけれども、災害弱者の方々への取り組みとしましては、災害時要援護者名簿の整備を進めるとともに、自力で避難が困難な方や介護を要する方の避難先の確保、支援の方法を検討してまいりたいと考えておるところでございます。先般、白浜町内にある老人福祉施設等を運営する事業者と協定を締結し、被害が発生し、またはおそれがある場合は町からの要請に応じて施設への受け入れ、避難所への職員の派遣等についての協力をいただける体制を調印し、整ったところでございます。

個別の対応や具体的な事項につきましては、早急に協議を重ね、実効性のある取り組みとしていく必要があると考えているところでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

さらに、防災教育につきましてですけれども、おっしゃるとおり本当に想定にとらわれない、最善を尽くせ、率先避難者たれという、本当に釜石から学んだこの教訓を大事にしていきたいというところがございますし、そのことに関しては防災ワークショップでも自助、共助についてのことをるご説明させてもらっているところがございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げたいところがございます。

そして、前後しますけれども、避難勧告の指示の見直しは、先ほどもお答えさせていただいたとおりでございます。その辺はもう一度再検討することの必要性も感じますので、よろしくご理解をお願いします。

住民への浸水を防ぐという、これは本当に現在の降雨量では今の堤防で浸水がどこまで守れるか、その辺もただ一町だけではなくして県・国レベルでもともに考えていかなければならない問題でございますし、そのことについても本当に早急に県なり国なりの要望をお願いしていきたいと考えているところがございますし、農作物の台風被害についてのことに関しては、後ほどまた各課から後の補正予算でも出ますけれども、そのことにつきましてはまた各課とも考えさせていただいたところがございます。

さらに、本庁の耐震強化につきましてでございますけれども、本庁の耐震強化につきましては災害時の司令塔として役割を果たせるかという、本当に何度も皆様からご心配をいただいているところがございます。特に、将来予想されている東海、東南海、南海のいわゆる3連動に備えて行政機能が失われないように対策を講じていかなければならないというご意見をいただいたところがございます。

しかし、対策を検討するためには庁舎の耐震診断を行い、その診断結果に基づき耐震工事をしていくのか、また新たに建設をするのか等の判断をしていく必要があるところも考えなければなりません。これから耐震診断を含め、庁舎機能のあり方やその財源の確保につきましても、ただいま議員からのお話のありました基金の積み立ても含め、今後取り組んでいかなければならない行政課題であると考えておるところでございますので、どうかご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以下、概括的にお答えさせていただきましたが、他の分野にわたりましては教育委員会等、消防等については担当課からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番外（教育長）

岡谷議員さんからは、防災教育の重要性についてご指摘をいただきました。私も防災教育というのは、子どもの命を守る教育ですので、大変大切な学校教育の中身だと思っております。学校もそのことを十分承知しておりまして、年度当初に1年間のすべての学校教育の中身を網羅した教育計画を作成するんですが、この4月にせんだっての東日本大震災を受けて、特に地震、津波についての計画の見直しを行いました。

具体的には、津波を想定して、釜石の取り組みも十分勉強させていただいた上で避難経路の見直しと避難先の再確認、あるいは見直しを行いました。そして、そうしたことに立って各校で避難訓練を行いました。

議員が申されましたように、私は自助、さらに共助の精神、このことは時間をかけて子どもたちに身につけさせる必要があると思っておりますが、特にハード面の整備だけでは限界があると、そういうようなご指摘があったように思いますけども、私もそのように思います。ハードの整備は非常に大切ですけども、今回の東日本大震災はそのことの限界性を改めて教訓として残してくれたように思います。備えがあっても憂いは生じ得ると、そのことを肝に銘じて、ハードの整備も大切にしながら、子どもたち一人一人が災害への対応力を高めると、そのことを今後の防災教育で大切にしていける必要があると思っております。子どもたち一人一人の危機意識、判断力をさらに高めるために、今後とも努力をしていきたいと、そういうように存じております。

次に、登下校時に地震・津波が発生した場合の対応ですけども、このことは、実は私たちが地震・津波からの避難訓練を行う際に一番腐心しているところです。それは、子どもたち一人一人が住むところが違います。一人一人帰る道が違います。ですから、実際に登下校時に大地震に遭ったときにどのようにするかということは、非常に大きな問題だと思います。

一番のポイントは、近くの高いところへ、より安全なところへ、このことは鉄則ですし、各校でも耳が痛いほど言われておるんですが、私は、たとえ小さい子であったとしても、自分の身は自分で守るという、子どもなりにそういうすべは身につける必要があると思っておりますし、特に今回のようなことがあった場合、自宅におって被災するかもわかりません。あるいは、全く大人が周りにいないときにそういう地震が起こるかもわかりません。あるいは、どこかよその地で起こるかもわかりません。そういうときに小さい子といえどもどうすればいいかという、自分で判断して自分で行動する力、このことを養うということが非常に大事ではないかなと思っております。

具体的には、今、学校で取り組まれている、あるいは取り組まれつつあることなんですけども、実際に登下校時に地震が起こったことを想定して、君ならどこへ逃げる、私ならここへ逃げると、そういうことを今計画して避難訓練を行うことになっております。そのことが議員の指摘された自助の精神を身につけさせることになっていくんじゃないかなと思っております。より高く、より安全なところへ、それが瞬時に判断できるように、避難訓練も含めて防災教育の中身を、常に課題意識を持って改善に努めると、その姿勢で臨んでいきたいと

思っております。

次に、耐震化計画の見直しについてご指摘をいただきました。このことにつきましては、昨年町当局にも大変ご尽力をいただきました。あるいは、この議会でもご理解を賜って、後押しをしていただきました。その結果、平成27年度までの学校施設の耐震化年次計画である白浜町学校施設耐震化推進計画を策定することができました。それによりまして、昨年度の南白浜小学校に続いて本年度富田中学校がもうじき耐震化工事を完了する予定です。さらに、来年は白浜中学校、そして平成25年には北富田小学校を何とか建築を完成させたいと、そういう状況にございますが、平成26年度に予定しています白浜第一小学校、平成27年度に予定している白浜第二小学校につきましては、せんだつての全員協議会でもご説明申し上げましたが、できるだけ前倒しをしたいと、そういうことで今内部で検討を進めているところでございます。耐震化ができていない多くの校舎を一気に解決する、この困難さを今、非常に感じておるところでございますが、保護者とか子どもたち、地域の皆様の願いにこたえるために、何とか1年でも2年でも前倒しをしたいと思っておりますので、どうかご理解またご支援をお願いしたいと思います。

太陽光発電につきましては、担当の教育次長の青山から答弁させていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議 長

番外 教育次長 青山君（登壇）

○番 外（教育次長）

おはようございます。それでは、学校耐震化工事にあわせた太陽光発電の設置について、ご説明させていただきます。

現在、町内の学校施設では西富田小学校、富田小学校、椿小学校、富田中学校に太陽光発電設備を設置してございますが、これらのうちで避難所の非常用電源として活用できる施設はございません。これを避難所の非常用電源として活用するためには蓄電設備の設置が必要となります。

さらに、既存の施設への設置については、一定の重さの設備を校舎の上に乗せることとなるため、その施設が太陽光発電設備の積載が可能な施設である必要があることから、耐震補強や、場合によっては屋上の補強など、工事量をふやす必要があります。したがって、費用的な負担が大きくなってまいりますので、南白浜小学校の耐震化などにおきましてはこれを見送らせていただいたところです。

また、太陽光発電パネルのメーカーに問い合わせたところでは、太陽光発電の活用のみでは避難所を運営するには十分な電力を得ることは難しいとのことございまして、現在のところは発電機などによるほうが費用対効果という面からも適当ではなかろうかと考えているところでございます。

教育委員会としましては、現在、施設の耐震化を最優先課題として進めているところであり、その費用を確保することに精いっぱいでございますので、なかなか難しいところがありますが、今後、技術的な進展があり、かつ財政的なお許しがいただけるのであれば前向きに取り組むを進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長

番外 消防長 山本君（登壇）

## ○番外（消防長）

議員のご質問についてご答弁させていただきます。

まず最初に、AEDの設置状況と点検状況であります。AEDは、駅や空港のほか、町内の保育園、小学校、中学校や宿泊施設に設置されております。消防本部で把握している設置箇所及び台数は白浜消防署管内に64カ所71台、日置川消防署管内に20カ所、21台、すさみ消防署管内に13カ所、13台となっております。詳しくは消防本部のホームページにAED設置場所が掲載されています。その他の公共施設への設置拡充については、救命講習でもAEDによる救命率向上が期待できるとしていることから、設置に向け前向きに検討したいと考えております。

一般人のAED使用については、救急隊が現場到着するまでに使用されていた現場はありますが、残念ながら救命には至っておりません。AEDは常に使用可能な状態をキープするため、毎日自動セルフテストが行われます。点検につきましてはAED本体の自動セルフテストの状態を示すインジケータの確認と、電極パッドやバッテリーなど消耗品の交換時期の確認があります。点検は、基本的にはAED設置者が行うことになっております。

当消防本部では、救命講習時に施設に設置しているAEDの点検と日常点検の必要性を説明しております。

次に、救命講習の啓発についてであります。救命講習の啓発につきましては、火災予防週間にあわせて旅館、ホテル、保養所、自治連絡協議会等に啓發文書を発送しております。また、救急医療週間には街頭にて啓発活動を実施しております。町の広報しらはま、FMビーチステーションでも適宜広報を行っています。救命講習の実施方法につきましては、受講依頼があったときのみ実施していたのですが、1人でも容易に受講できるように昨年より毎月2回定期的に救命講習を実施しております。

小学校では毎年水泳授業が始まる時期に高学年生を対象に、保護者を含めた救命講習を実施しています。中学校にあつては、全中学校で救命講習を実施しております。

次に、住宅用火災警報器の設置状況についてであります。住宅用火災警報器の設置率について、昨年11月に電話によるアンケート調査で124名の方にアンケート調査をしたところ、設置率は33.8%でした。また、ことし3月に行った白浜グルメシティ前、オークワ堅田店前、Aコープあぜみち前での街頭アンケート調査で、各店100名の方にアンケート調査を実施したところ、設置率は49%でございました。

その後、町内会単位で設置された地区もございまして、徐々にではございますが設置率は上がってきております。住宅火災警報器の設置による火災発生の抑制効果については、火災に対する予防意識が高くなり、火災の減少につながると考えます。統計によれば、住宅火災で亡くなられた原因は、約7割が逃げおくれによるものとなっております。このことから住宅用火災警報器を設置することにより、早く火災を察知することができれば助かる可能性は大きくなります。ちなみに、アメリカでは火災警報器を設置義務化し、普及促進したところ、21年間で死者数は約5割減ったとの報告がされております。

今後も、春と秋に実施する火災予防運動等の機会をとらえ、設置率の向上に努める所存でございまして。

## ○議長

番外 総務課長 小幡君（登壇）

## ○番 外（総務課長）

議員からご質問をいただきました防犯灯の設置につきましては、現在、地域の自治会等が住みよい地域づくりのために設置箇所、設置の必要性等、主体的なご判断のもとで設置及び維持管理を行っていただいているものでございます。町といたしましては、自治会が新設する防犯灯につきましては、白浜町の地域振興事業補助といたしまして支援を行っているところでございます。

また、白浜町自治連絡協議会には各町内会、区に配分する形で地域活動費を交付しているところであります。防犯灯につきましてはの維持管理費を含む地域活動費に対して一定の支援も行っているところでございます。

防犯灯につきましては、道路照明とは違いまして一定の限られましたエリアを照らすものでありまして、設置についてはあくまでも各地域が主に電柱等に設置する箇所を選定されまして電気代の負担等も含め、維持管理のできる範囲の中でご協力をいただいているところでございます。引き続きまして、それぞれの地域のご判断による設置及び維持管理を行っていただくことについてご理解とご協力をお願いしたいというふうに考えます。

そして、ソーラーパネルの避難誘導灯等につきましては、現在町としても設置計画がございません。今後、そういうソーラーもいたしました避難誘導灯について適してあるか、また維持管理等について研究をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

## ○議 長

答弁漏れはありませんか。

それでは、再質問があれば。

3番 岡谷君（登壇）

## ○3 番

まず1点、被災者支援システムについて答弁をいただきましたが、町長としましても積極的に検討していきたいという内容でございます。このシステムにつきましては、やはり震災前に導入した自治体が220、震災後においては新たに400を超えておりまして、やはり緊急を要するシステムについて、各自治体におきましても積極的な取り入れをされていると伺っています。

このシステムの内容につきましては住基データ、そして災害時要支援名簿データ、家屋データ等々の各課にまたがっております、縦軸でございまして、今やはり本町で機構再編成の実施について取り組まれておりまして、この間も全協で伺っておりますが、行政サービスの向上のため、組織づくりの中にまず非常時における組織横断的な活動をする職の設置を検討しているという内容がございましたが、やはり災害に伴う支援業務の迅速化に向けて早急に導入を願いたいと思っております。

だから、各課にわたってこのシステムを取り入れていく、各課のデータを導入していく、そのことが横軸となってやはり災害時にみんなで頑張ってもらおうという全体意識が芽生えてこようかと思っておりますので、その辺も含めてご検討をお願いしたいと思います。

やはり、今回東北に行きまして感じますことは、先ほども申しましたが、宮古市田老地区の状況でございます。この二重構造の防波堤、また10メートルである、これは住民においては安心安全の気持ちが大きかったと思っております。ましてやこの10メートルを乗り越えて来

ないだろうという安心感がありましたとともに、10メートルという高さがあるものですから、津波が押し寄せてきてもその湾内におる方においてはわからない。逃げおくれた。避難所におきましても30数カ所設置をしておりましたが、そこに至らない。そこに大きな被害が生じたと、そういう声を聞きました。そういう面でハード面、ソフト面を通しながら防災に対する取り組みが大事なと、そういう思いでございます。

あと、学校耐震化につきまして、今、教育長からも答弁がありました。この間も全協で担当課から伺っております。また、進捗状況についてもお聞きいたしました。しかし、平成27年までの耐震化が必要な建物29棟のうち20棟について工事を完了して、耐震率84.1%ということでございました。やはりこの期間内に耐震化ができない、特に体育館、4校を挙げておりましたが、耐震数値、I s値が大変低いですから心配をしております。財政局からも説明を伺っておりますが、平成27年までの財政健全化プランから見ても財政が厳しいということは重々承知しての上の質問でございます。しかし、災害が起きてからは何倍もやはり建設費がかさんできます。やはり耐震化率100%を何としてでも子どもを守る、地域を守る、その思いの中で教育長、また町長がこれを数年をかけてやろうとその思い、強い一念で取り組んでいってほしいなど。そういう思いで私は今回このような質問をさせていただきましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、役場耐震化につきましても、今、庁舎建設基金の創設も含めて庁内で一遍検討していきたいというような町長のお話でよろしいんですか。そういう面でやはり役場を安全にしていく、そのことがまた住民サイドを守っていくということでもございますので、より一層庁内でご検討を願ひましてお願ひをしたいと思います。

それで、AEDの設置場所につきまして、今、消防長から84カ所の92台があるということでございます。今後も計画的に拡充をされていくと思いますが、どこにAEDがある、これはインターネットを見たらわかるんですけども、一般の人におきましてはなかなかそこまでいっておりません。そういう面で、やはり救命講習会とか、そしてまた広報での周知を図りながらお願ひしたい。

そして、先ほど例にも引きましたけれども、スポーツをするときにこれが必要というときも発生してきます。そういう面で運動施設、またスポーツの競技場にAEDを借りて、これは消防長に聞きましたらお貸しもするというところでございますので、それを設置してスポーツをするということもやはり大事かと思っておりますので、その辺のルールも一遍ご検討を願ひて、広報等でもお願ひしたいと思っております。AEDがどこに何台あるのかということも、広報的にも通知をしながら認識を深めていきたいと思っておりますので、その辺、よろしくお願ひします。

あと、災害支援でございますが、台風12号におきまして、16日に参議院代表質問で公明党の山口代表も今回の台風12号の災害について激甚災害指定への対応について質問をしたところでございます。野田総理からも激甚災害に指定し、被災者の生活再建の支援や被災した家への財政支援を図ると答弁をされておまして、本日は大体閣議決定をするというような情報をいただいておりますが、このことによりまして、国庫補助の対象になる場合については自己負担の割合を町の支援によって軽減され、小災害の場合は町の起債による支援措置を受けることができると聞いておるんですけども、被害を受けられた家屋や田畑の復旧、また農機具等の支援措置はどうなるのか、おわかりでしたら答弁を願ひたいと思っております。

そしてまた、多くの田畑に土砂、石が入っている箇所について、農業振興の上から農業への意欲をそぐようなことのないように、早い復興をお願いしたいと考えます。当局の今後の取り組みについてお考えがあればお願いしたいと思います。

ともかく、近年の自然災害では水害の形態や規模が変化してきております。災害危険地域を細かく調査をしていく、限度はありますけども、また、安全な避難所を地区単位で複数用意していく、ちょうど14日の一般質問等におきましても2人の議員からもこのことについて、その避難所にいておってまた増水をした、また高台に登ったとか、そしてまたほかに変わったとか、そういうことが発生しますので、その辺もよろしくをお願いしたいと思います。

だから、今回の台風を通しまして、災害発生時に食料の確保と生活必需物資がスムーズに避難所に提供できる対策、そしてまた、今後のことですが、洪水ハザードマップや津波ハザードマップの改訂をやはり早急にご検討願って、県等々でまた検討をされていくのか、庁内で検討をしていくのか、その辺はわかりませんが、早急に取り進んでいただきたい。この辺のことも当局の考えがあれば伺いたいと思います。

再質問は以上でございます。簡潔にご答弁願います。

**○議 長**

それでは、再質問に対する答弁を求めます。

番外 富田事務所長 辻君

**○番 外（富田事務所長）**

岡谷議員から農林関係の支援策というお話がございましたので、その関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

町の農林業関係の支援策につきましては紀南農協が行います災害復旧のための営農資金の融資に対する利子補給制度がございます。その活用をお願いしたいというふうに考えてございます。

農協の融資額につきましては300万円が限度で、町の補助額が融資総額の1.5%以内ということに制度を設けてございます。

それから、県の支援策ですけれども、生活営農資金の融資がございます。暴風雨により被害を受けた農業用建物、構築物の修繕に要する経費、これ貸付限度額が150万円となっております。なお、町から県へも要望しておりますけれども、今回の災害に対しまして、県において融資制度や利子補給制度をつくって、被災者の皆様のご負担を軽減する手だてを検討中ではございまして、それらと連携ができるよう、今後県と相談、協議をしていきたいと考えてございます。

なお、共同利用をしている農業用施設などにつきましては、国や県に強く要望、協議しながら地元の皆さん方や町の負担ができるだけ軽減できるよう取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、激甚災害の関係でございまして、詳しい内容等については私も十分承知はしていませんけれども、一般の国費の災害復旧につきましては、1つの工事が40万円以上の場合、国の災害復旧事業として実施できるんですけれども、激甚災害の場合につきましては、1件13万円以上の工事につきましても国費の災害復旧事業として認められるということで、あと、起債関係につきましても普通の一般災害よりも補助率が高くなって、町の負担といたしますか、地方自治体の財政負担が軽くなる、そういう制度でございまして、台

風6号のときも激甚災害の指定を白浜町は受けておりますけれども、今回の台風に際しましても激甚災害の指定を受けて、その有利な財政対策によりまして事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

被災者支援システムにつきましては、今、議員からありましたように、担当課ではなく、横のつながりを持ってのいろいろな情報の入力整備というところのご指摘をいただきました。総務課といたしましても民生、生活環境、そういういろいろな課と、今後そういう機構再編の中でも縦割りではなく横割りというところでのつながりを広めていくような取り組みを検討したいというふうに思っております。

もう1件ですけども、地域単位での複数による避難路の設置等についてでございます。これにつきましても、地域での防災懇談会等をしてきております。希望のある地域につきましては、やはり安全第一に考えれば複数によります避難場所の指定というものが出てこようかと思っておりますので、そういう場合につきましても十分地元と協議をしていきたいし、それでまたハザードマップの国及び県から示されましたそういう安全性につきましても十分照らし合わせながら、避難路につきましては、場所については決定をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、食料、生活用の物資につきましては、できるだけ予算の中で毎年買い足し、不足分を足していくということで対応をしておりますので、今後も引き続き毎年保存の量を確認しながら有効に活用できるよう、物資を貯蔵していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員からいろんな貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。私も先般、白浜空港で山口代表さんともお話をさせていただきまして、本当にお見舞いに来ていただいで感謝申し上げるところでございます。

そして、庁内の耐震化に伴うあり方については、今後、関係各機関とも協議して、基金のことも含めまして、非常に財政が厳しい状況でもございますので、全体的な見通しの中で考えさせていただきたいと思っておりますので、ご了解、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

答弁漏れはございませんか。よろしいですか。

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

AEDの貸し出しですけども、台数については1台が貸し出しできる台数です。

それと、AEDの置いている場所ですけど、公共的な小中学校、そういったところでは学校が使用されている、設置場所は屋内にすべて設置されております、公共施設については、ですから、小学校、中学校、体育館、それが使われているときにはそこから借りることがで



きるんですけれども、それ以外の祝日、日曜、土曜については公共的な小中学校で置いているAEDについては使用できないかと思われま。それは、何でそんなになるかという維持管理の関係上、そういったことでしていかざるを得ない。

そして、ホームページには旅館、ホテルとか、そういった施設についても掲載されていますが、その施設についてもお客さんとか従業員のために設置していると思われまので、使用するときには旅館の関係者に了解を得ての使用になると思われま。

以上です。

○議 長

それでは、再々質問に対する質問があれば。

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

再々質問、ほかにございませんけれども、1点だけ確認しておきます。

洪水、そして津波ハザードマップについて、今のところどういご見解をされているのか、どうい形でしているのか、この1点です。

それで、あとにつきましてはやはり自然災害、地震、台風が起こらないことにこしたことはないんですけども、突発的に発生する災害に対する取り組みの強化をお願いしまして、質問を終わりたいと思いま。

洪水マップ等だけ、ちょっと確認の意味でお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

特に津波につきまして、各地区についての先ほど言いましたように避難等につきましての懇談会等をやっております。今回の洪水につきまして、先ほど議員からありましたように、想定をはるかに超えるというところでの洪水が発生したということで、町内でも今までにない地域でのそういう浸水等が発生したということでありま。

今後、こういうふうなところにつきましても、地元の区なり、そういうところと十分ご相談をさせていただき、また地元の意見を聞き、それらについて町の今後の洪水のハザードマップ等に生かせることができるといふふうと考えておりますので、地元との調整会議を早急に持って対応を考えていきたいといふふうと考えてるところです。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

終わります。

○議 長

以上をもちまして、岡谷君の一般質問は終わりました。

続きまして、13番 正木司良君の一般質問を許可いたします。

正木司良君の質問は総括形式でございま。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

台風12号に関連する課題、そしてまた旧空港跡地の活用、夏の観光シーズンの総決算、

その3つのテーマにつきまして質問をさせていただきます。1時間ぐらいで終わりたいと思いますので、ご答弁のほうも簡潔によろしくお願いを申し上げます。

台風12号は紀伊半島に本当に大きな被害を与えました。とりわけ和歌山県南部の爪あとが大きく、18日現在47の方がお亡くなりになられ、いまなお9の方が行方不明になっておられます。犠牲者の中には母親の手を離れた小学生や中学生、そしてまた高校生のきょうだいも含まれており、本当に心が痛むばかりであります。

先日の新聞で、葬祭される故人が妻と子ども2人、そしてまたお母さんと妻、3人、2人というまさに悲劇としか言いようのない告別式の通知の広告が掲載をされていました。ご遺族のご心中はいかばかりか。きのう、すさまじいとしか言いようのない崩壊の現場を訪ねまして、御霊のご冥福をお祈りいたしました。改めて犠牲者の方々に心から哀悼の意を捧げますとともに、被災者の方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

白浜町の被害につきましては、先日議員の皆さんや町長ら当局のスタッフとともに現地を視察させていただき、その状況は那智勝浦町や新宮市、田辺市などの大災害地とは比較できないとしても、集落の上の高い峰の一角が崩れ、土石が民家に流出していたり、富田川や日置川の一部や、集落を流れる支流があふれて多くの家屋が浸水、関係道路の一部や橋梁が流されるなどの被害を受けていました。地域の方々は、今回の被害は想定を超えるもので、これまで体験したことのない災害だと話されていましたが、当局が今の時点でまとめられた被害状況について、まずお伺いをいたしたいと思います。

例えば、床上浸水は何戸、床下浸水は何戸、道路決壊は何カ所などという具体的な形でお示しをいただければと思います。

また、その被災数値の意味や、そしてまた想定される被害額についてもご見解をお伺いしたいと思います。今回の災害を通じて今後の課題は何か。例えば、川が増水したので排水ポンプを始動しようとしても危険な状態で長時間作動できなかった、増水で備蓄庫に近づくことができなかった、避難場所が停電をしていたなど、さまざまな問題点が指摘をされましたが、そうした面での今後の対応について伺いたいと思います。

また、被害箇所の修復や整備については多額の資金が必要であります。先ほど、岡谷議員も事業費の件で質問がございました。本当に国の激甚災害の認定は受けることが可能なかどうか、今後の財政措置の取り組みについてもお伺いをいたしたいと思います。

南紀白浜空港が現在地に移転をして、早いものでもう十数年が経過をいたします。その間、旧空港の再活用がいまだに具体化せずに現在に至っております。当議会におきましても過去に再三にわたって空港の再活用について論議をされており、真鍋町長当時、全議員が立派に再活用をされている北海道の女満別空港を視察したこともありました。

その後、企業の進出や航空大学の活用などの構想も表面化はいたしました。結局は具体化せずに町民を失望させているところであります。その後、荒廃を見るに見かねた町民がエプロン脇の用地を花園にして、町民や観光客の憩いの場を創出しようとフラワーパークの整備に取り組んだこともありました。

そして、一時は広い草原が町内会や老人、婦人、子どもクラブなど、そして職域グループなど、20、あるいは30団体の町民が一生懸命用地を耕し、季節の花をそこに植栽し、空港は美しい色彩で彩られたこともありました。そして、小学校の子どもたちはお弁当を広げて、美しく咲き誇る花の風情を楽しんだものであります。

しかし、その花の楽園も結果的には廃園と化して、さまざまな要因があったと思いますが、行政がもっと積極的に後押しをしておればと惜まれるわけであります。

そうした中で表面化したのが一連のバラ園構想であります。平草原のフラワーパークの整備とあわせて多くの町民から実現が期待をされていましたが、それも挫折し、現在に至っております。私は、今もバラ園構想の閉園に疑問を抱いております。今後残された苗木の取り扱いや関連企業との対応など、難しい課題が残っていると思いますが、行政は責任を持って対応をしていただきたい。

それはそれといたしまして、町長はこの跡地の活用について具体的な構想を持っておられるのかどうか、バラ園構想が具体化した場合、再雇用が約束されていた平草原公園事務所の緊急雇用施策に基づく5人から8人の方々の雇用問題、バラ園構想がだめになったので、はいもう23年度でやめていただきますということで済みますのかどうか、行政としての温かい、そして責任のある今後の対応についてお伺いをいたしたいと思っております。

夏は観光白浜にとって最も多忙なシーズンであります。かつての白浜は、夏より春と秋が最大の行楽シーズンでございました。むしろ夏場の白浜はシーズンオフで、閑散とした白良浜の広い浜辺の片隅で海水浴を楽しむ地元の子もたちののどかな風景が今も心に残っております。

あれから半世紀近くが過ぎて、白良浜はオーストラリアの白砂や、あるいはサンドスキーの跡地や、今のエネランが建っている用地の豊富な砂丘が運び込まれ、立派にかさ上げをされ、西日本では代表的な海水浴場になりました。

そしてまた、繁華街の姿も一変をいたしました。ふるきよき時代の湯の町の情緒を愛した中村憲吉や土屋文明、斉藤茂吉や山口誓子など、多くの文人たちも新しい町の変ぼうにさぞ驚かれていると思っております。ことしの夏も広い砂浜は連日海水浴客で埋まり、浜通りや御幸通りは水着姿がまばゆい若いグループや家族連れであふれました。そして、そのにぎわいはお盆を過ぎてからも変わらず、私の感触では昨年同様の盛況であったと思っております。

しかし、業界の皆さんのお話では、全体の海水浴客数はともかくといたしまして、旅館やホテルの宿泊客数は前年より減少をしており、商店街の売り上げも景況の影響もあって全体的には低調であったと伺っております。

町長は、前年9月議会の答弁で、22年の観光客数はざっと73万5,000人で、前年対比で2から3%増といううれしい見解を示されました。今シーズについてはどのように把握をされているのか、その数値の要因についても当局としての見解を伺いたいと思っております。

また、防犯や安全施策として、今夏の特徴があればお伺いをいたしたい。駐車場対策や事故、救急業務などは万全だったのか、台風12号の通過後、まだ白波が目立っていた浜辺で多くの人たちが遊泳を楽しんでいましたが、ライフガードに問題はなかったのか。また、今回を通じて来年シーズンへの課題があればお教をいただきたい。

熊野文化の拠点として観光白浜にとっても大きな恩恵を受けていた世界遺産の熊野ルートが今回の台風で無残に寸断された。白浜から熊野本宮や那智大社へのツアールートがことごとく途絶しており、復旧の見通しさえ立っていない。

そして、宿泊予約のキャンセルも相次いでいるというそうした現実について、これは観光白浜にとってはこれまでにない打撃だと思いますが、観光白浜のトップである町長のご見解をお伺いをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議 長

それでは、質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

正木司良議員のご質問にお答えさせていただきます。前後するかも知りませんが、まず空港跡地の活用につきましてでございますが、旧南紀白浜空港の跡地利用につきましては、現在のところ夏季交通対策の一環として臨時駐車場を初め、大学によるソーラーカーの走行テストや消防、警察、自衛隊の訓練、各種イベント等を暫定的に利用されているところでございます。

また、前回の質問にもございましたけども、空港跡地は和歌山県広域防災拠点施設にも指定されております。現在、台風12号の被災地支援のための自衛隊のベースキャンプ地としても活用していただいておりますのでございまして、先般も私も表敬に行かせていただいたところでございまして、町のほうから温泉にお入りくださいという温泉優待券も持って行かせていただきました。

さらに、旧空港跡地についての恒久的な利用的な企業誘致につきましては、現在のところ、企業数社より、いわゆるメガソーラーの設置候補としてのご提案をいただいておりますのでございますが、約6割が県有地を占めていることもかんがみ、引き続き県とも連携、協議しながら新たな利用方法を検討してまいりたいと考えているところでございますので、どうかご理解を賜りたいと思う次第でございます。

さらに、緊急雇用対策の終了についてのご質問でございますが、県の補助事業として次の雇用までの短期雇用就業機会創出といった趣旨であることから、労働者の個々の雇用、就業期間を通年12ヶ月以内と定められており、旧空港跡地、バラ園の事業趣旨や実施要領に基づき、臨時職員を隔年で雇用し、就業の場を提供できてございます。

本年度につきましても緊急雇用に基づいた臨時職員を7名雇用してございますが、実施要領や県の補助事業が本年度末で終了することも含め雇用しているところであります。

また、昨年から答弁していますように、24年度以降の町の財政や平成21年度末に協議されました庁内会議の経過も踏まえまして、旧空港跡地のバラ園は閉園していく方向で考えているところでございますので、何とぞご理解をお願い申し上げたい次第でございます。

さらに、夏の観光につきましてでございますが、ことしの夏は東日本大震災の影響や、7月の台風6号による影響もありまして、7月、8月の日帰り、宿泊数は日帰り客が27万5,383人、宿泊客が42万9,185人、合計70万4,564人となりました。昨年比で95.9%と約4%、残念ながら減少したところでございます。震災後、日本経済が低迷する中、外国からの観光客が激減するなど、観光産業も大変厳しい状況に陥った次第でございます。経済3団体を初めとする関係者の懸命の誘客活動により、ほぼ例年に近いお客さまに来ていただいたものと考えているところでございます。

海水浴場の来場者数や防犯安全対策、さらにはそれらの課題につきましては、詳細は担当課からご説明申し上げますが、おかげさまで海水浴場や町民プールでは大きな水難事故などの発生を見ることなく経過することができました。これも海水浴場の利用者のご協力を初め、ライフセーバーや警備員によります業務成果であるとともに、大勢の皆様方のご協力があったからこそだと思いますので感謝する次第でございます。

いずれにしても、事故のない安心安全、快適な海水浴場を目指して取り組んでいくことは海水浴場管理者として何よりも優先しなければならないことであると考えているところでございます。

また、先般の台風12号により、紀伊半島は記録的な大雨となり、議員も申されましたとおり、特に本宮や新宮、那智勝浦、その周辺には甚大な被害となり、熊野古道の熊野ルートへの道を通ることができない状況が続いてございますが、この影響で宿泊予約のキャンセルを初め、少なからず当町への観光産業への打撃を与えていることは事実でございます。これが長期化することは非常に懸念しているところでございます。本当に熊野参詣に参るルートの日も早い復旧を切望するところでございます。

また、まずは当町が受けました災害復旧に全力で取り組むとともに、観光面におきましても予定されているイベント等はできるだけ予定どおりに実施することにより、観光地白浜は台風、災害にも負けない、元気であるということを内外に発信していくことが大切ではないかと考えているところでございます。

さらに、周辺の市町村との連携強化をし、互いに協力し合うことでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても今後より一層のご助言、ご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

防災についてでございます。防災につきまして、先般、議長を初め副議長、議員各位と一緒に町内の被災地を視察させていただきましたが、視察の状況でもご見聞なされたような状況でございまして、ライフラインの仮復旧に急いでいるところでございまして、また、平成23年9月19日現在の住宅等への被害状況は半壊2戸、一部損壊22戸、床下浸水112戸、床上浸水139戸、非住宅の半壊7戸等々でございます。被害状況につきましては各課長から報告をさせていただきます。

備蓄庫からの十分な対応ができなかったということは、再検討させていただきたいと思っておりますので、その辺のご了解もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

番外 建設課長 坂本君（登壇）

○番 外（建設課長）

公共土木施設災害の関係で、建設課関係の被災箇所及び被災額等についてご報告いたします。

まず、道路関係ですけれども、全体で36件で、金額につきましては7,940万円、内訳につきましては国庫補助の災害となるべきものが15件、それから町単独となるものが21件でございます。

それから、河川関係につきましては全体で4件で1,700万円、国庫補助関係が1件、それから町単独に係るものが3件となっております。

続きまして、その他公共施設の災害につきましては、公営住宅で平間第1団地で8戸が床上浸水をしまして、被害額が約1,940万円、それから平間第2団地、これも8戸が床上浸水をいたしまして、被害額が約2,000万円、それから平間下第3団地で、これも1階10戸が床上浸水をいたしまして、被害額が約2,030万円の合計約6,400万円となっております。

それから、その他、平地区で強制排水ポンプが冠水いたしまして、その修繕としまして378万円となっております。

以上です。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君（登壇）

○番外（富田事務所長）

続きまして、農林水産関係の被害状況につきましてお答えいたします。

林道関係につきましては路肩決壊、のり面崩壊、倒木など、ほぼ町内の林道全体に被害が及んでおります。通行できない箇所がまだ多くありますので、今後も新たな被害が判明するものと思われれます。現在の復旧額としましては、約4,660万円となっております。

水産関係につきましては、漁協施設の修繕や漁港内の漂着物の処理費用として約557万円であります。農業関係につきましては、農作物被害が梅や水稻、花卉などで約4,200万円、農業用施設などは井堰の損壊、用排水路の損壊や土砂堆積、圃場の崩壊など、現在の復旧額が約1,820万円となっております。被害の総額としては約1億1,220万円となっております。なお、今後も富田川の大井堰や血深井堰、林道安宅太間川線などの国費や県費の補助をお願いする復旧工事費用も多く必要であります。

以上です。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番外（観光課長）

おはようございます。まず、台風被害のうち、観光課の所管する被害ですが、一番大きなものといましては、内ノ川のかまぼこ共同作業場の浸水による被害ということで、ほぼ全損に近い被害額として約6,300万円、それから公共被害のほかに利用者、会社が被害をこうむった額として材料費などで約1,000万円の被害があるということで伺っております。

それから、平間の鶏肉加工共同作業場が約650万円となっております。それから、白浜地区では白浜会館の屋根が一部破損ということで、約100万円の被害額となっております。

次に、海水浴場の来場者や防犯安全対策、さらにはそれらの課題について、先ほどのご質問の続きとしてご報告申し上げます。

例年どおり、ことしも白良浜、臨海浦、江津良、椿の4カ所について海水浴場を開設してございます。7月と8月の4つの海水浴場の来場者数は約57万9,500人で、昨年比では94.9%と減少してございます。

その要因といたしましては、台風の影響により波の高い日が多かったことが一番の原因ではないかと考えてございます。白良浜を例にとりましても、台風の高波により全面または一部のエリアを遊泳禁止とした日が11日間ありました。

死亡事故は発生しませんでした。海水浴場からの救急搬送件数は白良浜が12件、江津良が1件の合計13件となっております。遊泳の規制には白良浜ライフガードを中心に遊泳をおやめいただくよう努め、大部分の方にはご協力をいただきましたが、一部には言うことを聞いていただけないお客様もいらっしゃいますし、議員がご指摘の日はライフセーバーは配置することができず、警備員のみでの体制で、職員がたびたび浜へ行き退場していただく

ようなこともございます。利用者自身の安全意識が向上していけるよう、放送などで啓発していくことも今後の課題であるにとらえてございます。

駐車場対策としましては、ことしも旧空港臨時駐車場を開設しましたが、有料による利用台数は446台と昨年の661台を下回りました。ただ、7月30日と8月10日の両日は花火大会開催日でありましたので、午後4時以降は無料開放し、両日とも1,000台を超える車両が旧空港へ駐車いたしました。

最後に、防犯対策といたしましては、ことしも警察による白良浜みはりばんを設置し、取り組んでいただくとともに、町内各種団体のご協力もいただき、防犯パトロールを実施していただきました。ご協力ありがとうございました。

#### ○議 長

番外 上下水道課長 山本君（登壇）

#### ○番 外（上下水道課長）

台風12号による水道施設の被害状況及び復旧状況についてご報告いたします。

上水道関係では、庄川地区で県道の路肩崩落により配水管75ミリが破損して52戸が断水しました。即日、午後から復旧に着手しまして、午後7時に仮復旧を完了してございます。なお、仮復旧まで給水車にて応急給水を行いました。給水管については4件の被害がありましたが、いずれも9月6日午後には復旧してございます。

簡易水道につきましては、日置川地域に9カ所の施設がございますが、うち8カ所で影響が出ました。停電による取水ポンプの停止、土砂流出による取水機能の閉塞及び導水管の破損により495戸で断水し、応急給水にて対応いたしました。断水は9月6日午後7時をもってすべて解消してございます。双方合わせまして被害額としては約400万円と試算してございます。

以上、被害状況と復旧状況でございます。

#### ○議 長

それでは、再質問を許可いたします。

13番 正木司良君（登壇）

#### ○13 番

被害状況につきましては、リアルにご説明をいただきました。これまでの台風、紀伊半島、白浜周辺に上陸した台風はもう数え切れない、紀伊半島に上陸はもう数え切れない。ジェーン台風とか第2室戸台風とか、いろんな台風が襲来をいたしましたわけです。今回の被害は、そうした中でこれまでにない被害であったのか、それとも、まだ過去にはこれ以上の被害があったのかどうか、そこらについて、おわかりになられたらちょっとご参考までに教えていただきたいと思えます。

それから、台風関連ですけれども、これまでの各議員の答弁の中で、復旧に関連して被害の対象が民と民の場合はできるだけ双方で解決をしていただきたいという基本的な見解を示されたように思います。そのとおりだとすれば、山崩れなどの場合、ほとんどが民と民の関連ではないか。公有の山が崩壊しまして、周辺の民家に影響を与えたとすれば、復旧や補償などには一定の方針が明確になるわけですが、民有の場合、当然、田辺市伏菟野地域の場合のように規模が大きい場合は当然国・県の補助の対象にはなるわけですが、単なる山崩れで民家の一角がつぶれたと、そういう場合は民と民の中で話し合いをするべきなの

か、町、国・県の補助というのは期待ができないのかどうか。今にも崩れそうな山肌がたくさんあるわけです。私の知る範囲では、国・県の補助金を活用しまして頑丈なコンクリートブロックや鉄柵を設置したところもありますが、規模の小さい民と民との関連では、それが期待できないのか、山の所有者に鉄柵をつくってくださいと言っても非常に難しい問題だと思うんですが、そのあたりの見解について教えていただきたい、そのように思います。

それから、先ほどの激甚災害ですけれども、これがスムーズに受け入れられれば、おっしゃられましたようにかなりの高いパーセンテージで補助金が得られるわけですけれども、率直に申し上げまして白浜の場合、各自治体別に国が査定をするとすれば、非常に難しいということもやっぱり考えなければならぬんじゃないかと思うんですが、そうしたおそれはないのかどうかについて、お伺いをいたしたいと思います。

それから、観光シーズンでございます。観光課長から適切なお答弁をいただきました。やはり前年に比べれば台風などの関係でお客さんが少なかったということ、これはもう避けて通れないと思います。遊泳禁止が11日間もあったとすれば、なおさらです。

ただ、この12件の救急業務の中で、人命に関する事故というのはなかったのかどうか、その件についてお伺いをいたします。

それから、今回の台風の影響による予約のキャンセルとか、今夏の海水浴客の減少とか、そういう事態をとらえて町はやっぱり経済3団体と来年度の取り組みとものを意欲的に考えていかなければならないと思うんです。夏のシーズンは我が町の景況を左右する重大な、重要なシーズンでありますから、そこら辺について観光課長、前向きに取り組んでいただきたい。

それから、町長、イラモンという言葉をご存じですか。カツオノエボシってご存じですか。地元の観光課長であれば十分ご存じだと思います。昔から地元の方は、お盆を過ぎたら子どもを泳がせないわけです。なぜかといいますと、京都大学の今は亡き竹岡先生もおっしゃられましたように、田辺湾はクラゲの繁殖地、特に8月15日を過ぎて9月いっぱい一番繁殖するシーズンです。ところが、白浜町か白浜観光協会かは知りませんが、白良浜の海水浴の期間を9月か19日か20日ごろまでに指定されていると。そこまでは泳いでくださいということなんですが、そういうクラゲに対するそういうことについてはお考えがなかったのかどうか、その件についてお伺いをいたします。

それから、旧空港ですけれども、町長のお話では前向きに取り組まれている。企業からの誘致の打診もあるということです。防災拠点、これは今空港があいているからあそこを拠点にやっているだけで、あそこが活用されれば、今の南紀白浜空港でも十分活用できると思います。そういう意味におきまして、旧空港跡地をあのままに放置するのではなく、やっぱり前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それはこれで結構ですけれども、さっきの2、3点についてだけご質問いたします。

○議 長

再質問をいただきました。それでは、答弁を求めます。

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

盆が済んだら泳ぐなというクラゲのお話ですけれども、それはクラゲ対策はまた詳細は課長のほうからよろしく願います。



来年は経済3団体とともに取り組んでいくということに関しまして、本当に定例的にことしは経済3団体ともお話を持たせていただいていますので、ことしの夏の課題等の反省を踏まえまして、その取り組みを強化していきたいと考えているところでございますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

台風の12号に関しまして、被害が過去よりも大であったか小であったかということは、そのことは今数字が、担当課がわかりましたらお答えさせていただきます。

復旧に関連して、民と民同士の話し合いに対して官が入れないかというお話でございますけれども、それはちょっと研究・検討をさせていただきたいというふうに思いますし、非常に難しい問題でございますので、ちょっと速答はご容赦くださいませ。

さらに、激甚震災の指定を受けるか、きょうの閣議で決まるというふうに地元選出の国会議員の代議士の方々からお聞きしているところでございまして、またその情報が入り次第ご連絡させていただきたいと思います。詳細はまた担当課のほうからご答弁させていただきます。

**○議 長**

それでは、随時担当課から答弁をお願いいたします。

番外 観光課長 正木君

**○番 外（観光課長）**

白良浜海水浴場における救急搬送の内容の中で、重症等はなかったのかという内容につきまして、それからクラゲの件でございます。先ほどの13件の救急搬送をしたうち、12件が白良浜海水浴場ございまして、その中で内訳を申しますと重症が1、中等症が1、軽症が9、それから搬送されずが1となっております。その中で重症1につきましては、これは聞き取りしたところによりますと、海水浴場で遊泳中、高波に体を打ちつけられて頸椎を損傷されたというふうな内容でございます。それからクラゲのことにつきましては、議員ご指摘のように、毎年のようにイラモンでありますとか、カツオノエボシでありますとか、いろんなクラゲの被害がありまして、そのたびに程度が軽ければアンモニア水をつけたりしてライフガードのほうで簡単な治療を施していただくようになっております。

ご指摘のように、やはり夏の終わりはクラゲが多く発生する時期ということでもあります。調べた限りでは、昨年の監視業務の報告書を見た限りでは、刺されたとの届け出は12件で、時期による発生の偏りは見られなかったんですけれども、やはり8月後半から9月は利用者が極端に少なくなるとはいえ、やはりご指摘のことは昔から言われていることでもございますので、そうしたことも注意しながら来年に生かしてまいりたいと存じます。

**○議 長**

答弁はよろしいですか。

番外 総務課長 小幡君

**○番 外（総務課長）**

議員からご質問がありました民民間での問題等についてです。これにつきましてもしもさきに回答いたしましたとおり、やはり民民であれば民民同士での話をさせていただいて、所有者、被害者、そういう立場の中でお話をさせていただくのを基本として町は考えていきたいというふうに考えているところであります。

特に、いろんな今後の災害等の指令等を受けまして、そういう補助等が受けられるという

ものであれば、ぜひともそういうものを活用して町としては復旧を目指していきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、今後の財政状況、先ほどご質問にもありましたが、財政状況については非常に厳しいという状況であります。しかし、やはり町民の安全と安心と生活を考えますと、やはり何をおいてもそういうものを優先して復興、復旧に財政としても前向きに検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

#### ○議 長

再質問に対する答弁が終わりました。

ただいまから、再々質問を許可いたします。

13番 正木司良君（登壇）

#### ○13 番

民と民の関連ですけれども、非常にある意味ではシビアな気持ちもするわけです。観光行政、そして旧空港の活用につきましては、今後ともどうかよろしくお願ひ申し上げます。

台風被害に関連するわけですけれども、台風15号の豪雨がさらに追い討ちをかけるように紀伊半島を直撃いたしております。大きな被害を受けた県民の不安ははかり知れないものがあると思ひます。白浜町におきましても、今回の台風で支流の水門が活用できなくなったケースが多々ありました。水門を開けると本流の水が入り込んでくる。それを遮れば支流の水がたまる一方で、どうすることもできないというケースであります。

そうした意味で、大量の支流の雨水を排出するポンプの重要性というのが改めて認識をされるわけであります。

しかし、その排水ポンプも議員の視察でもご説明を受けましたけれども、そういう状態とか、ある地域では長い間ポンプが放置されたままで、いざというときに始動できるのかどうかなという不安を抱く町民の方もおられます。

これからポンプの整備をやはり、これまで地元の人にも任せていたことがあるんですけども、高齢化も伴いまして、町がもう一度整備の計画を練り直して取り組んでいただきたいと思ひます。急傾斜の町道を、川のように雨水と上部の団地の生活排水が流れこんで、下流の1軒の家屋に流れ込んできました。ことしで7月と8月、2度目の被害であります。水災を防ぐために急傾斜の坂道の細い側溝を整理をしてくれませんかとお願ひしましたところ、1軒の民家のために側溝を全部し直すという拡大するというのは、ちょっとお金がかかるしどうかなという当局のお気持ちでした。それなら、私の家のほうで流れ込む雨水をとめる開閉式の扉をつくりだいで、費用を少しでも町で見ただけでないですか、そう訴えましたところ、対象が個人の家になるので該当することは難しい、できないというお話でした。

そうであれば、町のインフラに問題がありながら無力な町民は泣き寝入りさせよということになるわけです。町道からあふれてくる水がまともに家に入って、それに生活排水が混じって、高齢のおばあさんご婦人は台風が済んでから一生懸命外に出して、悪臭がするので何回も防臭剤を、そう毎年やっているその苦勞を、1軒のためだから仕方ないです、そういうことであれば、これは泣き寝入りです。私は、ある意味で矛盾を通り越した怒りを感じるわけであります。

今回の台風は、住民生活にさまざまな影響を与えています。今、述べましたような事例についても再検討をしていただき、住民の安心安全なまちづくりに取り組んでいただきますよ

う、それが行政の使命あります。切に要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、正木司良君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11 時 42 分 再開 13 時 00分)

○議 長

引き続き会議を再開いたします。

事務局長から報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

報告を行います。

議会運営委員会でご協議いただきましたことを報告し、ご了承をお願いいたします。

当局より追加議案1件の提出があります。南議員から意見書案第3号が提出されました。また、議員派遣について、並びに各委員会の閉会中の継続調査、決算審査特別委員会の継続審査手続きを追加日程として議題にしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

なお、一般質問終了後に全員協議会の開催をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

報告が終わりました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き一般質問を行いたいと思っております。

通告順6番、11番 丸本君の一般質問を許可いたします。

丸本君の質問は一問一答形式であります。

11番 丸本君(登壇)

○11 番

11番 丸本安高です。ただいま議長のお許しを得ましたので一般質問をいたします。

一般質問に入る前に、台風12号により町長を初め、職員、消防団長、団員の皆さん、そしてボランティアの皆さんの台風への取り組みに心からお礼と感謝を申し上げますとともに、被害を受けた町民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。当局としても一日も早い復興に万全を期していただきたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

関西電力と旧の日置川町が昭和60年2月25日に締結した協定書なるものがここにございます。まず、町長に対して質問いたします。

最初に確認したいと思います。合併前の旧日置川町が昭和60年2月25日に、当時の日置川町長である宮本貞吉氏と関西電力株式会社和歌山支店支店長大和敏弘氏との間で締結した協定書なるものがあります。まず、この協定書の存在を町長は認めますか。昭和60年2月25日に協定を結んでいる事実をお認めになられますか、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 水本君(登壇)

○番 外(町 長)

丸本議員のご質問にお答えいたします。

昭和60年2月25日に日置川町長宮本貞吉氏と関西電力株式会社和歌山支店支店長との間でのダムの運用について締結した協定書の存在についてでございますが、協定書の存在については承知しております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

承知しておるのではなしに、この事実をお認めになりますか。締結をしている事実をお認めになりますか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

だから、先ほどもお答えさせていただきましたように、協定書が存在しているということは認めております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

この8月20日に、私は小幡総務課長にこの協定書を持って確認したところ、関西電力との協定書について、この協定書は期限を設けていないので、これは今も生きていたことでしたが、再度確認いたしたいと思えます。この協定書は合併後の白浜町である当町に引き継いでいるという理解でよろしいのでしょうか。

そして、この協定書は現在も生きておるという理解でよろしいのでしょうか。どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

協定書は、昭和60年の2月25日付で当時の日置川町と関西電力との間で交わされた内容であり、契約期間中の昭和59年の7月30日から平成26年の7月30日の間において有効と考えますが、現時点において文面だけでは明確な判断ができません。したがって、今後改めて白浜町と関西電力との間で協定書の内容についての共通認識を図り、精査してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたく思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

今のご答弁は、いわゆる水利権更新の期間中、昭和59年7月末から平成26年7月末、この間は有効であるというご答弁であったように思いますが、それでよろしいですか。今の答弁、それでよろしいですか。30年間は有効やと。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

もう一度お答えしますが、契約期間中の昭和59年7月30日から平成26年7月30日

において有効と考えるところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

いわゆる水利権の更新というのは、次回3年先だと、これは私も理解しております。しかし、この協定書は水利権の更新に何の関係もないんじゃないですか。町長、水利権の更新というのは2級河川の管理者である和歌山県と、そしてダム管理者である関西電力との、これは約束なんですよ。この協定書は、私が先ほど申しましたように当時の昭和60年2月25日に旧の日置川町長である、当時の宮本貞吉氏、この方と関西電力が約束しておる協定書なんです、契約しておるんです。水利権、何が関係あるんですかこれ、ご答弁お願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外（町 長）

昭和60年のことでございまして、詳細については関係資料も十分に検分できていないところもございまして、私が今現段階で答えられるのは、59年7月30日から平成26年7月30日までにおいて有効と考えるということのみを今お答えさせていただきます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そうしたら、平成26年7月末をもって、協定書が破棄に近いような状態になるという、こういう理解でよろしいな。

これは町長、一体この協定書はいつまで有効なのかということは、期限を切っていない協定書をいつまで有効なのか、これ、河川の管理者である県か何ぞに問い合わせべきことじゃないんですか。そんな30年後、これは生きていないというようなことはあり得んです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外（町 長）

だから、先ほども申しましたが、平成26年7月30日の間において有効とは考えますが、現時点におきまして、文面だけでは明確な判断ができませんので、したがって今後改めて白浜町と関西電力、今、議員がおっしゃられた、県にも問い合わせなら問い合わせというふうなのを含めて、もう一度内容についての共通認識を図り、精査をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そうおっしゃるんで、それ以上私も何も突っ込んでいきませんが、ここの3条というところに町長、将来にわたるダムの運営に関する一切の諸問題が本協定をもって解決したことを確認した。将来って、これ30年という期限をうっていないんですよ。それだけ伝えておきます。

次に、当時の議会の対応についてお伺いいたします。

昭和60年2月に臨時議会が開かれていますが、この協定書は議会で扱われているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

協定書については審議されておられません。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

昭和60年2月25日、協定書締結の場に、立会人的な人物、例えば弁護士の先生や、あるいはいやかなるべき公職にある人物の立会いはあったのでしょうか。もしあったとすれば、その人物の役職名を明らかにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

協定書の締結に当たっては、当時、立会者名簿等を確認できませんということで、不明であります。ご理解のほど、よろしく願います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

日置川事務所長にお伺いいたします。前日置川事務所長から協定書についての申し送りがあったのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

契約更新についての引き継ぎはしていただいております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

契約更新というのは、水利権の30年の更新のことですね。協定書については申し送りはないということですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

はい、その引き継ぎについてはございません。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

会計管理者、吉川前日置川所長にお聞きいたします。

○議 長

答弁は、当局側が対応しますので指定をしないでください。

○11 番

そうですか。そうしたらもう結構です、この分は。

水本町長にお伺いしたいと思います。この協定書の文書をよく読まれたことと思いますが、この協定書の条文についてのお考えをお聞きしたいと思います。どう思われましたか。どのように思われましたか。この条文を読んでいただいたでしょう。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

どのようにとおっしゃられましても、議員おっしゃるように期限がいつまでも書いていないということは承知したところです。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

この協定書の内容と質問の原稿、すべて渡しているんですよ。

今のご答弁、どのようなご答弁をされたんですか。よく読んでくださいよと、協定書も読んでおいてくださいよ、この原稿もそのまま渡しておるんです、同じものを。

○議 長

答弁できますか。今一度。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、協定書は確認しましたし読みました。それをどう思うかということに関しましては、私見でございますけども、この協定書というのは有効期限が書いていないなど、それが私の第一印象です。どう思ったかというから私はそう思ったとお答えさせていただいたところでございます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

有効期限が書いていないって、そう思ったということですね。はい、わかりました。

協定書の内容についてお伺いたします。

まず、第1条からお伺いたします。関西電力がダム等の運用に伴う水利、変動、及び河床低下等に起因して生じた諸問題に関し、過去において町が諸対策に要した費用として金1億8,000万円也を負担すると書いております。1億8,000万円について、旧日置川町の昭和59年度の決算書を調べたところ、歳入では雑入として歳入し、殿山ダム水利権更新協力金としています。これは認めますか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外(日置川事務所長)

昭和59年度日置川町歳入歳出決算によりますと、1億8,000万円は雑入で殿山ダム水利権更新協力金として決算書に記載されております。旧日置川町において雑入とされたも

のと考えます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、認めるということですね。

1億8,000万円の金額は協定書ではダム運用に伴う水利変動及び河床低下に起因して生じた諸問題に関し、過去において町が諸対策に要した費用として関西電力が出しています。しかし、町の昭和59年度の決算書では、水利権更新協力金となっています。この1億8,000万円は一体どういうお金なのか、説明をお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

予算執行に当たっては、当時の旧日置川町において適正に処理されたものと考えています。現在、関係書類等を調査していますが、現時点で議員ご質問の協力金につきましては、明らかにできる関係資料等が確認できておられない状況にありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

昭和59年度の決算書の1億8,000万円の協力金と協定書にうたわれている1億8,000万円は同じお金なのか。先ほどのご答弁で、協定書については昭和60年2月の臨時議会で取り扱われていないとのご答弁でありました。協定書の1億8,000万円は行方不明という理解でよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

その点についてもちょっと調査中で、今、確認できる状況ではないと思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

調査中ということですね。

昭和59年度の決算書の中の1億8,000万円の歳入のうち、対策協議会へ3,000万円の支出があります。対策協議会は各種団体で構成されていると思います。この3,000万円の積算根拠について説明をいただきたいと思います。公金の具体的な使い道を明らかにしていただきたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

昭和59年度の日置川町の決算書では、殿山ダム水利権更新対策協議会助成金として対策協議会のほうへ3,000万円が支出されていますが、先ほども述べましたように、旧日置



川町当時の予算であり、適正に執行されているとは考えておりますが、現在、関係書類等を調査中で、既に27年が経過しており、現時点で積算根拠となる関係書類を確認できておりません。

以上です。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

同じく協定書の第3条の中で、従来町から関西電力に対し要望を行っていたことが解決したとしている。この町の関西電力に対する要望とは一体何なのか。具体的に明らかにするとともに、その要望を書いた文書を後日提出していただきたいと思います。この要望というのは一体何なのか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

先ほどの質問と同様に、関係する書類等を調査していますが、現時点で関西電力に対して過去にどのような要望を提出したか、具体的な回答がないのですが、水害による農作物の被害や各地用水ポンプのそういった費用というふうに思われます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

次に行きます。

同じく、協定書第3条にある将来にわたるダム等の運営に関する一切の諸問題が、協定締結をもって解決したとあります。将来にわたる一切の諸問題とは一体何を指しているのか。期限が切っていない協定書であるのに、これは大きな問題があると思いますけども、いかがでしょうか。この点も具体的に明らかにしていただきたいと思います。一切の諸問題は一体何を指すのか。将来にわたり一切の諸問題。過去は解決した。将来も解決しておるんですけども、将来の諸問題とは一体何を指すのでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

協定書につきましては、当時の協議会が関係団体、関係機関と調整を図り、関西電力との間において慎重審議の上、双方の信頼関係に基づき協定書が締結されたものと考えます。さきにも述べましたように、文面だけでは理解できないところもありますので、今後、この条項を含めて新町の白浜町として関西電力と共通認識を図り、精査していきたいと考えていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

私はこの協定書について、私の手に入りまして、8月20日に協定書、町当局に見せておるんです。それから1カ月が過ぎました。台風12号の被害があつて多忙であつたというこ

ともあったと思いますけども、これはものすごく大事な協定書であると思うんです、私は中身が。今の職員の方、全員これは知らなかったと思うんですよ。それでもやっぱり大事なものが出来たら、台風が9月4日でしたか、8月20日にこっちは知らせておるんです。その間、やっぱり調査していただきたい、このようにお願いしておきます。

同じく第3条で、将来にわたり円満解決をしたことを確認したので、今後関西電力のダム等の円滑な保守運営に協力するとなっております。6月議会でダムの水利権更新は平成26年7月30日との答弁でありました。この更新に、先ほどから更新、更新と言うておりますけど、町長、この更新に協力せなならないんですか。第3条の最後に書いておりますけど。この点どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

その件に関しましても、さきにも述べましたとおり、旧日置川町当時に交わされた契約書であり、当時の状況が定かでないこともございますし、したがって協定書につきましては町と関西電力が相互に理解できるように協議してまいりたいと考えております。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

次に、協定書の第4条についてお伺いいたします。

第4条では、住民または諸団体から関西電力に対し異議、求償等の申し出があった場合、すべて町の責任において解決をし、関西電力に一切迷惑、負担をかけないものとなっております。これはダム決壊、ゲートの破壊等が発生した場合、ダム下流に甚大な被害が出る事が予測できると思います。物的被害、そして人的被害の賠償責任は町がすべて引き受けることになるとの理解でよろしいのでしょうか。その点どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

さきの第2回の定例会におきましてもダムの安全性についてご質問をいただいたところでありますが、ダムの耐震診断は安全率で表示されており、その安全率は設計段階で国の示す基準をクリアしておりまして、現時点ではダムの決壊を想定する状況にはないと考えているところでございます。

また、被害に対する責任の所在ですが、さきにも述べましたとおり、文面だけでは理解できないところもございますので、今後、この条項も含め、白浜町と関西電力との間におきまして共通認識を図りたいと考えていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

町長、今、ご答弁がちょっとあれだったんですけども、私は6月議会でダムの質問をさせていただきました。しかし、阪神大震災後に旧の日置川町と議会が関西電力に対しダムの耐

震、安全性について問い合わせをしておる。関西電力からの回答では、いわゆるダムは十分安全な構造物であり、決壊のシミュレーションを出す必要がないとの、このような回答が来ております。町長、そしたら決壊しないということですか、今のご答弁でしたら。

関西電力の回答書では、決壊はしないとは明言しておりませんよ、私を見た限りでは。十分安全な構造物、想定される地震力に対しては十分安全な構造物であると想定されるんですよ、十分安全な構造物であると。想定外のことも出ておりませんし、想定される地震力に対しては十分安全であると、このように出ておりますけども、決壊はしないとは出ておりませんよ。6月議会で私、何回も読み直しているんですから。決壊しないと断言できるんですか、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先ほどもお答えしましたが、安全率が国の示す基準をクリアしておりまして、現時点におきましてはダムの決壊を想定する状況にないと考えているところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

次に行きます。

ダム下流の滝区から日置大橋までの間にどれだけの人口があり、そして戸数があるのか、これは調査しておられると思いますけども、ひとつご答弁、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

ただいまのご質問ですが、大橋からというか、村島、松原、名立、伊古木、神宮寺、城、小川、河原谷、里山、上露、大瀬、北谷、竹垣内を除いた地域での世帯数が1, 567世帯です。人口としましては3, 197人というふうに、これは3月31日の時点での調査の結果です。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

日置川流域に3, 000人人口があるということです。ダム決壊の場合、物的被害、人的被害はどの程度の被害規模になるのか。そして、それとあわせてその賠償額はどの程度を想定しているんですか。この賠償、町にあるか関西電力にあるのか、定かでないでしょう、さきの答弁では。どれだけの犠牲が出るのか、災害が出るのか。あるいは、その賠償額は幾らですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

ただいまのご質問であります。浸水エリアが定かでないため、議員のご質問の調査は実施しておりません。したがって、賠償額の試算も行っておりません。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

協定書が生きておるといふ、このような町の考えですね、あと3年間は少なくとも。これ、生きておるんでしたら、南海、東海、東南海の3連動が危惧されているときに、賠償額を試算してみる必要があるのではないですか。その点どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

関西電力では、東日本大震災の見地を参考に耐震性についても再検討をすると聞いているところでごさいます、東日本大震災を受けてのダムの安全性についての国の見直しが見直しが示された場合、関係機関とも十分に協議を図り、対応をする必要があると考えております。

今後も引き続き関係機関と情報を交換し、ダムの下流域の生活に資する住民の皆様の生命と財産を守るための諸政策に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

阪神大震災後、町が関西電力に対しダム決壊、ゲートの破損が起きた場合、被害のシミュレーションの実施、水位の上昇、到達時間の説明を求めていますけれども、ダムは安全な構造物であり必要ないとの回答が来ておると思います。東日本大震災を受けて、県は5月18日、市町村長との意見交換会でダムが被災して下流の住民を避難させるケースも検討対象との新聞報道もございました。県管理のダムだけが対象なのか、殿山ダムの避難についてはどうなっているのでしょうか。関西電力に対しても引き続き被害シミュレーションの実施を強く求めていくべきではないのでしょうか。どうでしょうか、町長。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先ほども申しましたように、十分に関西電力とも協議して取り組んでまいりたいと思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

次に行きます。

ダムは安全な構造物であるとの関西電力から町への回答ですが、その一方では賠償の責任を町に負わせていると私は思います。協定書の3条と4条の見直し、または破棄をすべきだと思いますが、この点についていかがですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先ほど来も申し上げましたが、十分に今までの資料等も勘案しなければならないところでございますので、今後、関係機関とも十分に協議を図りながら考えていきたいところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

早急にこれは対応しなければ、いつ大震災が起きて、ダムの被災がなかったらよろしいんですけども、あった場合、これは町の賠償の責任、これは出てくると私は思います。ですから、早い対応をしていただきたいように思います。

それでは、次に行きます。

ダム操作規程では、和歌山県は6門までの放流を認めていると思いますが、この点はいかがでしょう。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

ダムの操作規程では、洪水時における放流措置としてオリフィスゲート6門目の回避は5門目全開時より1時間30分を限度として行うこととされております。6門の放流は、下流域への被害が大変大きくなることが予想されます。6門の放流に当たっては各種情報収集に努め、ダムの流入量を勘案し、慎重に対処しなければならないと思っております。したがって、6門の放流については総合的に判断して実施する必要があるというふうに考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

6門までの放流を認めておるんですか、認めていないんですか。認めていると思いますが。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、日置川事務所長が申し上げましたとおり、一定の条件をつけて認めているということです。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

昭和33年の17号台風で6門を放流し、そして平成2年の台風19号でも6門を放流し、ダム下流住民に深刻な被害を与えました。今回の台風12号においても5門を放流し、床下、床上浸水、農作物に大きな被害を生じさせています。

その大きな原因は、6門の放流を認めている和歌山県がダムからの放流量に対応できる河川改修、堤防のかさ上げ等が進んでいないことが大きな原因ではないでしょうか。日置川と同じ2級河川の富田川は平成3年から12年までの10年間で日置川の約10倍の河川改修の事業費を使っております。過去において町はどういう対策を県に要望し、県はどういう対

応をしてきたのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長  
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

日置川の河川改修につきましては、和歌山県では昭和36年度から本年度まで、河口から約5キロの田野井地区までの間を河川整備を行ってまいりました。この間、矢田地区で一部未整備箇所もございますが、現在では田野井橋上流部と追ヶ芝側を除きほぼ完了しておりますが、引き続き早期改修に向けた予算づけを県に要望してまいりたいと考えております。

また、県によりますと、今後は新たに河口から約10.8キロ、安居橋付近までの整備計画を策定する予定であると伺っております。そちらの方もまたどんどん進めていただくように要望していきたいと考えております。

○議 長  
11番 丸本君（登壇）

○11 番

6門開放に対応できる河川の改修ができていますか。

○議 長  
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

現在改修をしているということなので、すべてが対応できるということにはなっていないと思います。

○議 長  
11番 丸本君（登壇）

○11 番

対応しているが、まだ現在ではできていないと、そういうことですね。改修の強い要望をこれからも県に働きかけてください。お願いしておきます。

昭和32年にダム竣工後、繰り返し起こる水害。日置川は6門のダム放流に対応できる改修ができていないと思うのに、県は6門の放流を認めております。過去の水害、今回の台風12号の教訓から県に対して日置川の河川改修の予算措置を強く要求し、実現していくべきではないでしょうか。町は県に対し、河川改修を担保しない限り水利権更新に白浜町として同意するなど私は言いたい。この点いかがですか。先ほどから水利権更新、30年の話、よう出てきておりますけど、河川改修をしない限り、担保しない限り、地元の町として次の3年先の水利権更新について同意するなど、私はこのように言いたい。町長どうですか。

○議 長  
番外 町長 水本君

○番 外（町長）

河川の改修を担保にしない限り、水利権の更新をするなどというご意見でございますが、それも関係機関とも協議をしまして、十分に考えていきたいと思っております。

○議 長  
11番 丸本君（登壇）

○11 番

今回の台風12号の被害箇所の現地視察を9月16日、町長を含め、町職員、議会議員が視察を行いました。6号と12号台風で田野井地区は田地、家屋を含めて大規模な冠水と床下、床上の浸水を受けました。田野井地区からは、平成23年度の地区要望として排水時の樋門にくみ上げのポンプの設置を要望を出していると思いますが、この現地視察をしてみて、当面ポンプの設置しか田野井地域を浸水から守る手段がないと私は思いました。町長もじかに見ておりますので、この対策をどうするか考えられたと思います。町長、どう思いましたか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

先般、議長を初め、議員各位と一緒に被災地を視察に行かせていただきまして、非常に災害の状況の厳しいところは十分に承知をしたところでございます。田野井地区におきましても内水を排出するための排水ポンプの設置につきまして、合併特例債及び過疎対策事業等の充当は可能でございますが、ただし、過疎債を充当する場合には、過疎地域自立促進計画に事業を記載していることが前提条件となります。現在の過疎計画には、排水ポンプについての記載がないため、過疎債を活用し、排水ポンプを設置する場合、過疎計画に変更が必要となります。計画の変更につきましては計画の策定と同時に、過疎地域自立促進法特別措置法の第6条の規定により、議会の議決を経て計画を変更し、変更後、直ちに総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣に計画を提出する必要があるとございまして、いま一度、そのことに関しましても考えさせていただきたいところでございます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

それでは、田野井のポンプについては、今の町長のご答弁でしたら、そこを加筆して、いわゆる議会議決をやり直さなあかんということやな。そうしたら、過疎債をお借りして、過疎債、たしか充当率100%やったと思うんですけども、お借りしてポンプの設置の事業ができると、このような理解でよろしいですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、その件も含めまして、一度協議させていただきたいところでございます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

その点も含めて、答弁してくださいよ。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外(総務課長)

過疎の自立促進特別措置法につきましては、計画変更ということで変更する場合につきましては総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣等々につきまして変更を提出するということ

が必要となってございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

自立特別措置法というのは、この過疎法というのは5年延長したように思うんですけども、その中で田野井のポンプに関しては、田野井のポンプを入れた分を議会議決していないから、そのポンプの設置の事業を、過疎債をお借りするということはできんということですね。議会議決をやり直したらできるということ、このような理解でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

とりあえず法に定められました過疎債を利用してのポンプを設置ということを前提に事業化を図るということであれば、先ほども言いましたように計画の策定の中に盛り込んでいなければ対象とならないということでございますので、この分について、排水ポンプについての事業を実施する、やりたいということであれば、議会の議決を経て変更をかけていかなければならないというふうに考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

何回もくどいですが、小幡総務課長、田野井の分については、現時点で策定の中に入っていないから過疎債を使えんと、適用できんと、こういう理解ですか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

そのとおりです。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そうしたら、田野井のポンプを入れて議会議決をやったらお借りできるという、こういうことですね、反対から言うたら。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

とりあえずポンプについての設置の是非等も十分に地元とも調整しなければならない。ただ、行政側で必要ということではなしに、やはり設置した後の維持管理、いろいろな設備の設置場所等々もありますので、それなりの課題等について地域とも十分協議をしながら、すべてについてクリアできなければ計画を議会に提案するというのは難しいと考えます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番



それは地元と調整して、地元地域がしてくれというので、ぜひ私は進めていっていただきたい。と申しますのも、7月の台風6号と今回の12号で40町分、50町分もある水田が大変な冠水をしたと、こういう現実もございますので、地元と調整した上で早期に取り組んでいっていただきたいと、このように思います。

もう1つ、ポンプについて聞きます。

ポンプを設置する場合、この受益者負担というのはどうなんでしょう。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今回の質問があります過疎債等を充当するということでありますので、地元負担金につきましてははないというような方向も考えて検討したいというふうに思います。ただ今回、議員がご指摘されております農地等の冠水につきましては、今回の台風によりまして、町内至るところでのやはり農作物の冠水という状況が発生しております。ただ、田野井だけということではなく、我々行政といたしましてもほかの富田地域であり、そういうところにつきましても十分冠水対策というものを含めて総合的な考えをしなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

ポンプを設置しない限り、田野井はほとんどできておりますね。堤防を改修し、そして樋門をつくっても堤防内の水が、日置川が排水することができないと思ひます。ポンプの設置を強く求めるものです。早急に計画をされ、田野井地区の住民を浸水の不安から解放してやっていただきますよう要望しておきます。

大地区において、6号台風と12号台風で大規模な土砂の崩落が起きました。関係戸数11戸で36人であるとテレビでも報道されておりました。9月17日、町の避難勧告が大に出ました。その勧告によって全員が避難しました。現地視察をすると被害は甚大で、今でも小規模な崩落が起きております。当地区の住民の中には、もうこれからこの場所に住むのは恐ろしいという声も出ています。現在、玉伝小学校を避難場所として使っておりますけども、この玉伝小学校を改良し、そこに一時的にでも住めるようにしてはいかがでしょうか。

同時に、土砂崩落の対策を早急に県・国にも働きかけ対策をとられたい。水本町長の決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先般も議員とも一緒に大地区の視察に行かせていただきました。私も何度も大地区には行かせていただいたところがございます、本当に地域の住民の皆様、大変不安な生活を送っていらっしゃると思ひますし、心を痛めるところでございます。

避難勧告を出すに当たっては、一時的な避難場所として玉伝小学校を活用しておりますが、議員のご指摘の小学校を改良し、居住とすることに関しては地元の皆様方のご意見も踏まえて関係機関とも調整を図り、協議してまいりたいと考えております。本当に大変な崩落状況

でございますので、やっぱり地域の方々の健康と体の安全を守るために要望等をしていきたいと思っております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議 長

それでは、以上をもちまして丸本君の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

（休憩 13 時 57 分 再開 16 時 20 分）

○議 長

再開します。

最初に、激甚災害の指定の関係で総務課長から報告がございます。

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

台風12号に関します激甚災害の指定についてであります。本日、国から台風12号によります豪雨による紀伊半島におきましての被害等を調査し、まだ全体的な被害状況は把握していないんですけども、今までの経過の中で相当な金額ということで、激甚災害の指定をいたします基準額に相当する265億円を上回るという状況の中で、今回和歌山県につきましても奈良県とあわせて激甚災害の指定を閣議決定されたところであります。これによりまして、自治体の行います復旧工事の際、国からの補助率につきましては80%から90%前後にかさ上げされるということでございますので、今後有効に活用し、いろいろな対策事業に対応していきたいと考えますので、ご報告をさせていただきます。

○議 長

以上のおり報告をいただきましたので、ご理解をお願いいたします。

資料を配付してください。

（資料配付）

○議 長

当局より新たに追加議案1件の提出がございました。

南議員から意見書案第3号が提出されました。所定の賛成者がございます。

また、議員派遣について並びに各委員会の閉会中の継続調査、決算審査特別委員会の継続審査手続きについてを日程に追加し、議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第98号、意見書案について、議員派遣について並びに各委員会の閉会中の継続調査、決算審査特別委員会の継続審査手続きについてを日程に追加し、追加日程第2か

ら追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

(2) 追加日程第2 議案第98号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第6号)議定  
について

○議 長

追加日程第2 議案第98号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第6号)議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君(登壇)

○番 外(町 長)

本日新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案第98号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第6号)議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億4,639万9千円を追加して、歳入歳出予算総額を117億5,631万8千円と決めました。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を求めます。

番外 総務課長 小幡君(登壇)

○番 外(総務課長)

議案第98号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第6号)議定について、議案書(P.78~80)に基づき、説明した。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

7番 溝口君

○7 番

2、3点簡単に確認をさせていただきます。

まず、8ページ、款10教育費 学校管理費。説明では北富田小学校の図書購入費14万5千円が計上されております。一般質問でも質問をさせていただきました。この14万5千円については、浸水するまでの図書の量の比較はどうなんですか。若干上回っていて、今回でより充実をして以前より多い目に図書を購入されるのか、元の数どおりなのか、もしくは少な目なのか、そこら教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外(教育次長)

ただいまの図書購入の質問でございますけども、若干ですけども被害にあった冊数よりは減っております。予定では被害にあったのは200冊くらいになると思うんですけども、災害の中で今回この分を追加購入ということとさせていただきます。

○議 長  
7番 溝口君

○7 番

以前と同じか増えているかと思っていれば半分とは。予算の関係もしくは来年度の当初予算でその分の補充、充実を考えて今回は半分で申し訳ないけどもということなのか。

○議 長  
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

教育委員会としてもできるだけことは補充という格好でしたかったですけども、災害の量もかなりありますので、その辺は今回は半分としまして、また折を見て、当初にも追加ということで頑張っていきたいと思っております。

○議 長  
7番 溝口君

○7 番

答弁は結構ですけども、やはり学校をあずかる先生からしたら、子どものために最低でも浸かって廃棄になって使えなくなった分くらいは補充して、子どもの勉強にという思いがあって、この答えを聞いたら少しがっかりと。当然ほかの事業の関係で金額が膨らんでくるとのことですが、金額からしたら14万5千円、倍にしても29万円。数億の補正からしたらここは今一步思い切って踏み込んで、子どものために本箱を前と同じくらいにしてやるという思いを実践していただかないと。教育現場の校長、教頭、各学年の担任の先生も生徒から先生、前より本減ったと言われて、どう答えたらいいいのか。それは必ず当初予算で復活させていただきたいと。半年の空白はございますけども、お願いを申し上げたいと思います。

続きまして、9ページの農林水産業施設災害復旧費について、工事請負費の治山に関連してお聞きしたいと思います。一般質問の中でも、民民について若干山が動いているというケースについては、災害の適用にどうですかと。それではやはり難しいという答弁をいただきました。それは制度上致し方ないことであります。それで、私が指摘をさせていただいた現場は富田事務所の方が現場を確認して、建設課にあがってきているとお聞きしております。この現場以外にもいろんなところの崩落現場であるとか、崩れかかっている現場を見られていると思います。そして、今回の制度上で災害復旧には申し訳ないけど、これは適用できないという方々には、私も説明を申し上げますけども、役場からもこういうことで今回は適用できないと。役所として現場を確認に行ってるわけですから、できない理由をその家の方に申し伝えていただきたいと思いますが、ここら辺はどうですか。

○議 長  
番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

特に農林水産課だけでないと思いますけれども、現場確認を行った場所につきましては、なるべくご本人さんにその結果につきましてはご報告をしておりますし、そのように努めていきたいと考えております。

○議 長  
7番 溝口君

## ○7 番

富田事務所長が町長に代わって答弁をしていただきました。町長、その点は現場を各職員、担当課関係なしに職員総動員であちこちの現場に行かれて、災害復旧になるケースと民民の関係でならないケースといろいろありますけども、それは致し方ないことなんですけども、現場を踏んでいるところについては適用外とその方の家についてこうであるのご説明をしていただきたい。私は相談を受けた方については申し上げておるんですけども、再度役所からも言っていたきたいと思います。

続きまして、共同作業場の修繕であるとか先ほどブロイラーの製氷機、蒲鉾工場の補正が載っております。先般、先ほどの全員協議会でも楠本議員からお話がございます、私も若干言わせていただきましたように、来年、再来年どうこうという訳にはまいりませんが、将来を見据えた事業の精神を引き継いでおります。ブロイラーでは100人ほど就労されており、蒲鉾屋さんでも経営をされておりますけども、現在の制度にのっとり、白浜町としての同和問題の終結に向けている中で、今後白浜町として大型共同作業場についてどうあるべきかと。性急な答えはなかなか出にくいかわかりませんが、今から取り組んで将来どうあるべきであると。当然事業はうまくいってもらわないと町としても具合悪いと。そこら辺を両方見据えて今からどうあるべきか、庁内で検討をしていくべきであろうかなと。性急には先方のこともありますし、経営状況もありますけども、そこらを今からどうあるべきか協議をしていただきたいと思うんですけども、この点についてどうでありますか。

## ○議 長

番外 町長 水本君

## ○番 外(町 長)

先ほど全員協議会でもお答えいたしましたように、大型作業場のあり方については関係各機関とも協議をして、将来を見据えたあり方については検討をしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

## ○議 長

7番 溝口君

## ○7 番

くどいようでありますけど、この事業がうまくいっていただくのがもとでありますけども、この制度で町としてどうあるべきかと。これは少し時間がかかろうかと思っておりますけども、練り上げていただいて一度我々議会にも方向性を報告いただけたらと思います。

最後に関連です。9ページ、河川災害復旧工事。これは今回一般質問の中で、特に富田川につきましましては、長年の土砂の堆積そして樹木等これはやはり開発でなくして30年、40年前の状態に戻していただかないと、今回は国道が冠水して床上浸水になったりとか各地区の中で支流が富田川の推移が上がって流れず、床上浸水した戸数もかなりになっております。

そんな中で、県を通じて整備の事業を伝えていくわけですけども、文化庁の問題でオオウナギの生息があって富田川の河口から18キロメートルのぼったところまで指定をされていると。そこ勉強不足で申し訳ないんですけども、教育委員会。このオオウナギでどうしても文化庁が土砂の堆積、樹木伐採等手を付けるのには協議が半年、1年とか延々とかかるとなったら、白浜町がオオウナギの指定を取り消してくれとの申し入れはできないものかどうか。そこら、一度認定されているものはなかなか、はい、そうですといかないかと思うんですけど

ども、オオウナギが大事か人間の生命、財産が大事かと。そんな時に延々と協議が進まずになりましたら、県も整備をするとなりましたら多額の事業費がかさんできます。そこで文化庁のが足かせになるからちょっとというのが今までの逃げ口上というのか、先送りになっていた経過であります。そんなことで、文化庁に対して何とかオオウナギの指定を取り消してもらえないか。もしできないのであれば、現状の富田川の状況を県を通じて見に来ていただきたいと。今回こんなケースでこうなったという動きができないものかどうか、そこら所管は教育委員会でありますから、わかっていけば結構ですけども、どうですか。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

思いはまったくそのとおりだと思います。私が被災した場合でもそういう思いは当然抱くと思います。

今言われましたことにつきましては、残念ながら即答できるだけのものは持ち合わせておりませんが、オオウナギの指定等も絡めて、住民の水害をなくすための施策をできないかとか、実際県から現状を見ていただくとか、そういうことにつきましては早急に検討をして何らかのアクションを起こしたいと思っております。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

一般質問でも、町長は早速富田川治水で県当局に対してという動きもこれからやっていくと。そんな中で、ぜひとも先般も予定にはありませんでしたけど、富田川の土砂の堆積を見ていただきました。そんな中で、今後県当局に向けて住民の声があるんだと、署名運動を展開するなり、そこら辺。先だつてある地区の方に聞いたら、そんなのだったら喜んでみんな署名運動も協力させてもらうというお話でございました。ここら辺をあわせて、当然大井堰であるとかも整備をするのでありますから、その際に県当局とこの富田川の今までの土砂の堆積と今までになかった流木の除去について考えていただきたいと。文化庁のこともありますけども、今後段々の取り組みをお願いして、報告もしていただきたいと思います。今後の取り組みをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議 長

10番 湯川君

○10 番

内ノ川の蒲鉾の5,600万円ですが、これはもちろん出さなければならぬんですけども、この前の視察をしたところ、こちらの高さ1メートルくらい違うんですね。それだけで浸水したと。今度まだ新しい機械を入れてまた大雨降ったら、今溝口議員言ったところもあるし、また水出たまた浸かったらまた出さんならんのちがうかと。そういった心配があると思うんですけども、そこら。あの工場がかさ上げできるのであれば、1メートルでもかさ上げた上で機械を置いてもらうとかしないと、また大雨降ったらまた同じ金を出さんならんでしょう。その心配をしたんですけども、そこらどうでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおりでございまして、この機器は今のところ旧工場のほうへ設置せざるを得ないという状況です。それで、まず1つの対策としては、進入してくる水を会所から強制的に水を出すポンプのような施設を考えるか、今議員ご提言いただきましたように施設全体をかき上げするというので。旧工場のほうは昭和56年、かなり古いということもございまして、そのあたりもあわせまして、今後検討をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

今回の補正第6号は災害による予算だと受け取っているわけです。金額にしましても2億4,600万円とかなりの中で、一般財源を使うという形があるわけですが、先ほど総務課長の報告の中で和歌山県が激甚災害の対象になったということの中から、こういう形でやむなく使う話、使わないと仕方ない形になるわけですが、激甚災害になった場合一般財源から予算化している分についても国の対象の補助という形になるのかならないのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議 長

まずは、会議時間の延長を宣告いたします。

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

現在は町費等をもちまして起債も含めてですが、やると計画をしておりますので、そのとおりで予算を執行したいと思います。特に激甚指定につきましては、9月26日に正式に公布されるということですので、内容及び遡及適用があるのかないのかも含めて、今後国庫補助金につきましては申請を検討していきたいと考えます。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

ということは、予算の組み替えも対象になればあると解釈しておけばよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

現状ではそれがあると回答できないので、公布があってから研究させていただきたいと思っております。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

ただいまの総務課長のお話では9月26日を待ってこの事業は激甚の補助対象になりますと決定してから出すほうが、そのほうがいいように思いますけど、そのあたりどうですか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

とりあえず工事を進めていくというのを町といたしまして、財政といたしましても最優先ということで財政を編成しております。特に支出については、町財源として必要なところがありますので、今の予算編成の中で支出せねばならないと考えております。ただ、国庫補助金につきましては、先ほど三倉議員に申し上げたとおり、今後の激甚についての状況を確認させていただいて、対応できれば対応していきたいと考えているところでご理解をいただきたいと思っております。

○議長

13番 正木司良君

○13番

激甚対象になるかならないかをお伺いしているんです。ならなければ、今日は20日でしょう。6日間待って激甚災害決定してからこの事業の認可を求めるほうがいいのではないですか。そこらどうなんですか。

○議長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

先ほども言いましたように、激甚指定については補助率が80%から90%に引き上げるということです、今の形の中で補助金を受けられるものについては国対象として事業をしていきたいと。激甚につきましても対応については、国との調整をして10%の上乗せになるかそれについての協議は必要なもので、6日まではオッケーかということの回答は難しいと判断いたしますので、26日の公布等々詳細について財政担当とも協議をさせていただきますので、今大丈夫だということとはできないということをしつこいようですけども、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長

16番 三倉君

○16番

今一つは、今回の台風の結果、水害が多かったということから、谷等から土砂が流れてきている形状が多かったわけですけども、そんな中で農地にありまして、水路敷に土砂が埋まってしまっているとか、水路敷が決壊しているという形が多々あるわけですね。そんな中で、職員の方がくまなくあげてきて予算化されていると思うんですけども、私の知るところの場所でも1つ2つ。それから椿の谷でもそういうのがあろうかと思うんです。そういうものについては今後あがってきた場合に逐一出していくのか、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

小さな水路敷とかの災害についてでございます。職員も十分現地等を把握しておりますが、まだ例えば今日でも小さいのが出てきております。そういったことで、今後出てくる可能性があるんで、できるだけこの予算の中で対応をしたいと思いますけども、もしかすると足ら



なくなってくる場合もございますので、それについては今後とも補正等をお願いしたいと思います。

○議 長

16番 三倉君

○16番

ちなみに県から移管を受けて里道なり水路なりについては所管替えされてるものとなるわけですが、一応管理としては町がやっている中で、工事もろもろをしていくについての場合には補助対象にそういった物件になるのかならないのか、その辺はどうですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

公共土木施設ということなので、建設課の所管の分については水路や里道については補助対象にならないと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第98号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

### （3）追加日程第3 意見書案第3号 漁業用軽油に課せられる軽油引取税の恒久的な課税免除を求める意見書の提出について

○議 長

追加日程第3 意見書案第3号 漁業用軽油に課せられる軽油取引税の恒久的な課税免除を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

意見書案第3号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

（省略の声あり）

○議 長

省略とのことですので省略します。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### (4) 追加日程第4 発議第4号 議員派遣について

○議 長

追加日程第4 発議第4号 議員派遣についてを議題とします。

白浜町議会会議規則第121条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

---

#### (5) 追加日程第5 発委第7号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

#### 追加日程第6 発委第8号 閉会中の継続調査申出書 (決算審査特別委員会)

○議 長

追加日程第5 発委第7号 閉会中の継続調査申し出、追加日程第6 発委第8号 閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって平成23年第3回定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

9月5日に本定例会を招集させていただき、本日まで長期間にわたり議員各位には提案いたしました案件をはじめ防災対策、産業振興施策、福祉施策、教育行政等町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を行政運営に生かしながら各種施策のより一層の進捗を図ってまいりたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

本日をもって白浜町議会平成23年第3回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成23年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議長 西尾 智朗は、17時09分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成23年9月20日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員